

資料 5
令和 5 年 7 月 27 日
第 9 回 総合計画審議会

第 7 次瑞浪市総合計画

— 基本計画 —

(案)

基本計画（瑞浪市版総合戦略）

はじめに

1. 人口の推移	1
2. 計画の基本的な考え方	3
3. 計画の進行管理	5
4. 横断的視点	6
(1) SDGs の推進	6
(2) DX・GX の推進	7
(3) シティプロモーションの推進	8
(4) 行政改革の推進	9
(5) 協働の推進	10
5. 重点施策	11
(1) 安心して子どもを育てられる環境づくり（子育て支援）	11
(2) 地域の魅力をオールみずなみで発信する（シティプロモーション）	12
第1章 人・未来を育むまちづくり	14
1. 子育て支援	15
2. 就学前教育・学校教育	17
3. 生涯学習	19
4. 生涯スポーツ	20
5. 文化・芸術・文化財	21
6. 人権尊重社会	22
第2章 魅力あふれるまちづくり	23
1. シティプロモーション	24
2. 協働のまちづくり	25
3. 住環境	26
4. まちなみ	28
5. 情報共有	29
第3章 生涯活躍のまちづくり	30
1. 地域福祉・社会保障	31
2. 健康・医療	32
3. 障がい者福祉	33
4. 高齢者福祉	34
第4章 活気みなぎるまちづくり	35
1. 農林業	36
2. 畜産業	37
3. 商業	38
4. 工業	39
5. 観光	40
6. 市民生活	41
第5章 持続可能なまちづくり	42
1. 循環型社会	43
2. 環境保全・エネルギー	44
3. 道路・河川	45

4. 上下水道.....	46
5. 公共交通.....	47
6. 消防・防災.....	48
7. 防犯・交通安全.....	50
8. 行財政運営.....	51

資料編

1. 瑞浪市総合計画策定条例	53
2. 瑞浪市総合計画審議会	54
3. 市民参加の状況.....	57
1. 市長と語る会.....	60
2. 各種アンケート.....	61
3. 各種ワークショップ.....	72
4. 意見収集ボード.....	75
4. 目標指標一覧	77
5. 財政推計	78
6. 関連計画等一覧	79
7. 用語解説	83

基本計画（瑞浪市版総合戦略）

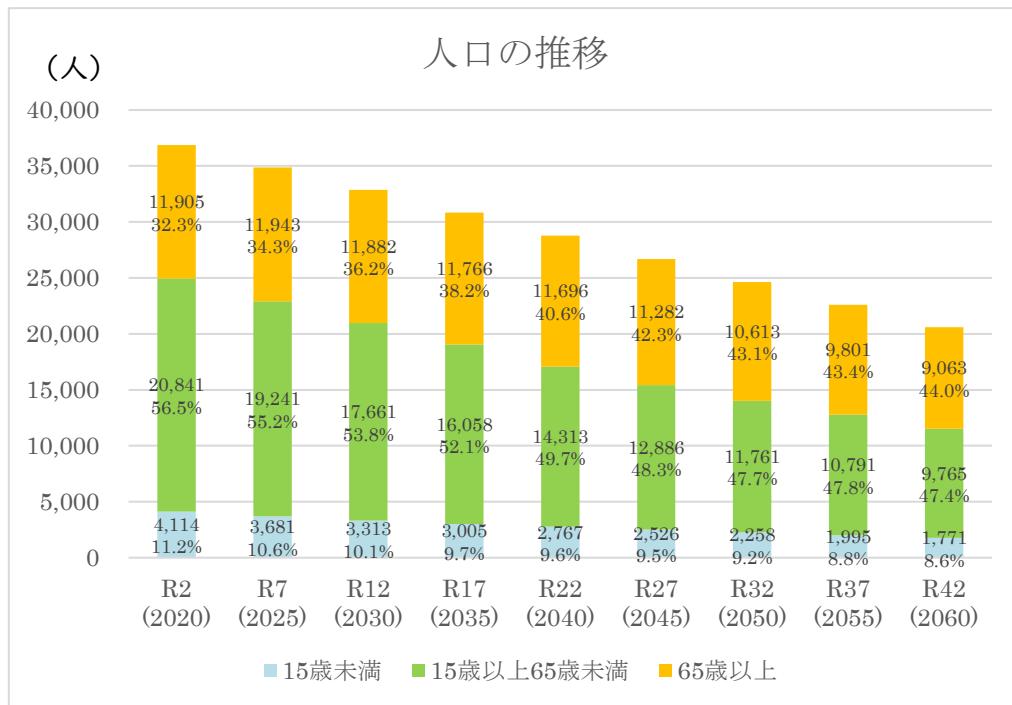
はじめに

基本構想に掲げた将来都市像「幸せ実感都市みずなみ～いっしょに創ろう 夢ある未来～」を実現するためには、市民による主体的な活動と、行政による効率的かつ計画的な行財政運営を両輪として、適切な役割分担のもとでまちづくりに取り組むことが重要です。これからまちづくりを、より総合的かつ効果的に進めていくため、基本計画を策定します。この基本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」が規定する「地方版総合戦略」を包含した計画とし、国が示す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」にも留意しながら、「基本計画」＝「総合戦略」と位置づけて推進します。さらに、基本計画に掲げる施策を実現するための、より具体的な施策や事業等を明らかにする「実施計画」については別途作成するものとします。

I. 人口の推移

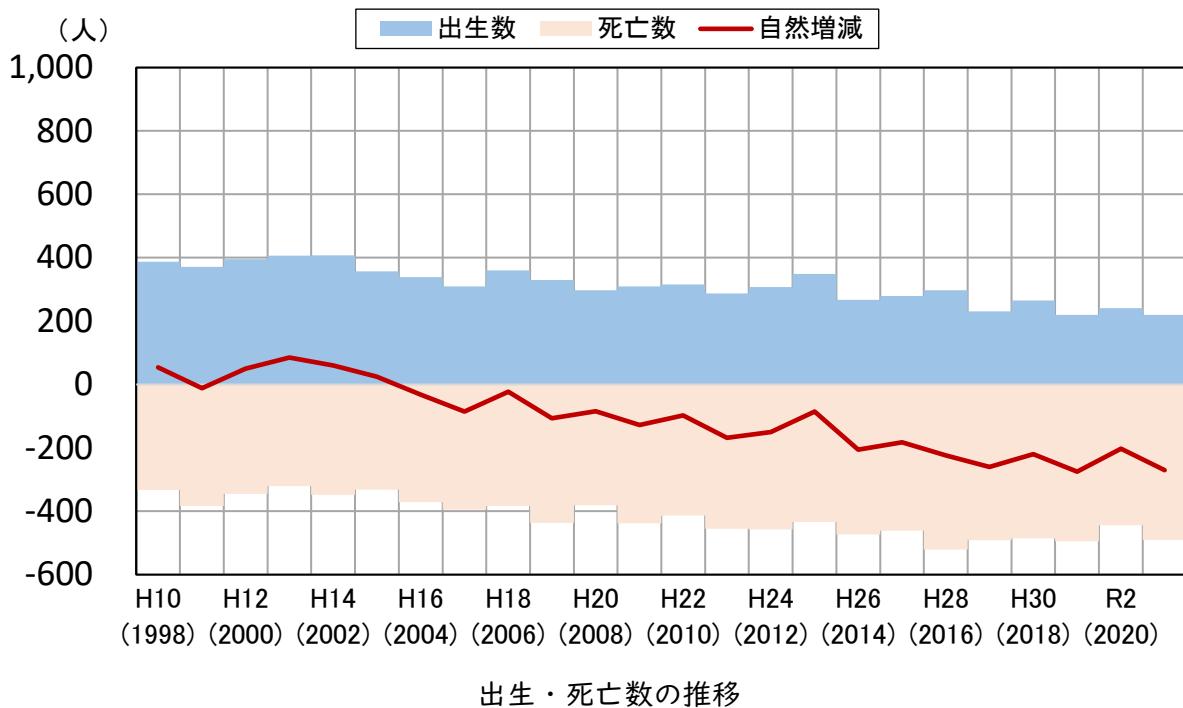
本市の総人口は、平成 12(2000) 年まで年々増加していたものが、それ以降、減少傾向となり、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の示す推計によると令和 42(2060) 年には約 2 万人となることが予想されます。

年齢 3 区分人口の推移をみると、65 歳以上人口において、令和 7(2025) 年まで増加の見込みであり、それ以降、緩やかな減少傾向となっています。また、15 歳未満人口、15 歳以上 65 歳未満人口においては、いずれも減少傾向となっています。また、65 歳以上人口の割合が年々増加することが予想されます。

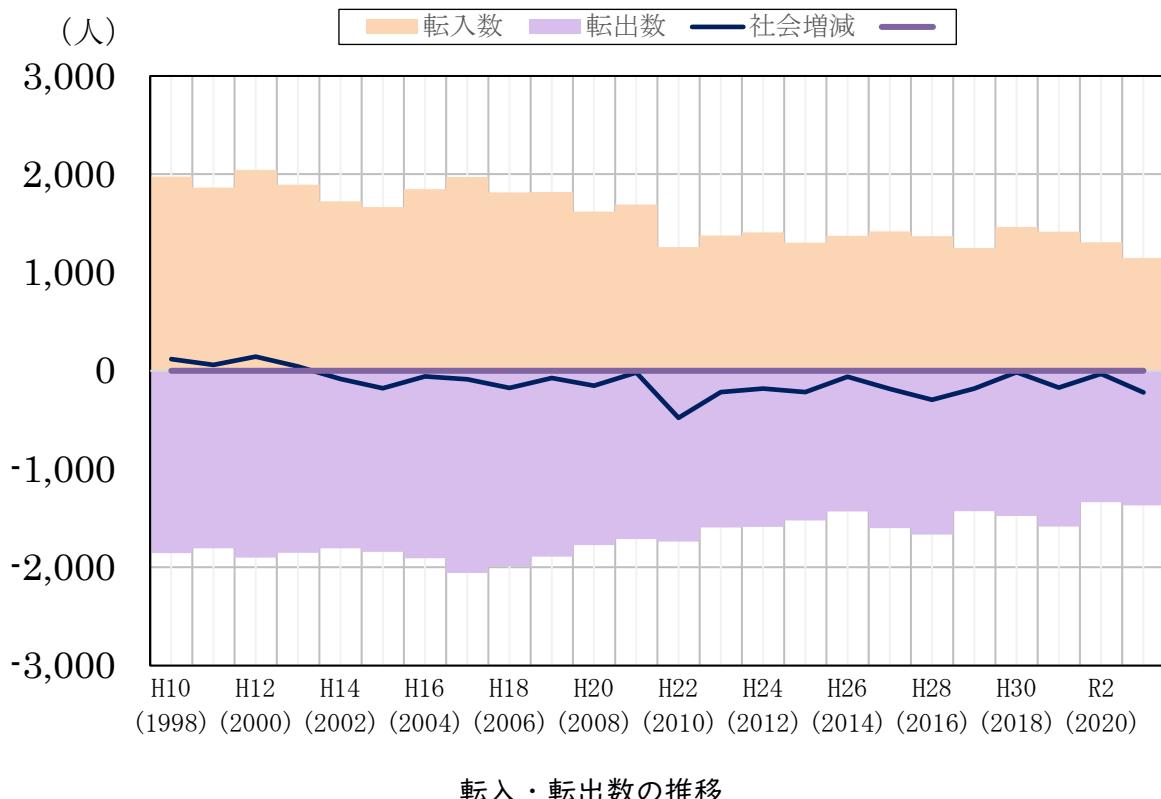


社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年 3 月推計）」の推計値。

出生・死亡数の推移をみると、平成 11（1999）年を除くと平成 16（2004）年までは出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いていましたが、それ以降、出生数が死亡数を下回る自然減の状態となっています。



転入・転出数の推移をみると、社会増減を繰り返していますが、平成 14（2002）年以降は、転出数が転入数を上回る社会減の状態となっています。



2. 計画の基本的な考え方

人口が減少していく中でも市の活力を維持・向上させるべく、令和15（2033）年度末における目標人口34,000人を実現するために、以下の視点等に基づき施策を展開します。

5つの横断的視点、2つの重点事業及び5つの基本方針を示しています。

<横断的視点>

(1) SDGsの推進	SDGsの理念に沿って進めることで、地域課題の解決や住民サービスの向上につながることから、本計画では、関連するSDGsを位置づけ、推進していきます。
(2) DX・GXの推進	デジタル技術の活用や環境への配慮を意識するとともに、双方を関連させたシステムの構築、変革等、デジタル化による豊かさを享受できる地域社会の実現を目指した取組を推進していきます。
(3) シティプロモーションの推進	多様なツールを活用し、市全体としてのプロモーションの一体性を確保しつつシティプロモーションを推進していきます。また、関係団体との連携等による、効果的な情報発信に努めます。
(4) 行政改革の推進	「行政の質の向上」を基本方針として、行政サービスの質と経費バランスを念頭に置きながら、市民に分かりやすい行政改革を進めます。
(5) 協働の推進	協働のまちづくりの理念のもと、地域で活動する多様な人材や団体と連携しながら、地域の課題解決に向けまちづくり活動の目的を明確にしつつ、地域の担い手づくりに取り組みます。

<重点施策>

(1) 安心して子どもを育てられる環境づくり（子育て支援）
“みんなで守り、みんなで育む、みんなの笑顔が満ちる子育て” 地域の個性と魅力、強みを生かしながら、子どもたちの笑顔がにぎわいと活気のあるまちを生み出し、親をはじめ、市民が心から「住んで良かった」「住み続けたい」と思えるよう、上記を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。
(2) 地域の魅力をオールみずなみで発信する（シティプロモーション）
“人、街、自然 すべてが学校。” 本市の特長や魅力を効果的に市内外に発信し、市の認知度やイメージを向上させるとともに、市民のシビックプライドの醸成を図り、誰もが誇れるまちづくりを目指します。

<まちづくりの基本方針>

(1) 人・未来を育むまちづくり

子どもは地域の宝であるということを念頭に、地域で支え合いながら安心して子どもを産み育てられるよう、子育て支援を充実させるとともに、生き抜く力を育む学校教育の充実を図ります。また、だれもが気軽に学び、その成果を地域に生かすことができる機会、スポーツや芸術を楽しむ機会、地域の歴史や伝統文化を理解するとともに親しむ機会を創出するなど、“人・未来を育むまちづくり”を推進します。

(2) 魅力あふれるまちづくり

本市の豊かな自然や歴史、文化等を市内外に広く発信し、本市の認知度ならびにイメージの向上とともに、本市への愛着の醸成を図ります。

市民と行政の適切な役割分担のもとでパートナーシップを構築し、協働のまちづくりによる課題解決に取り組み、まちづくりへの積極的な参画を促すなど、“魅力あふれるまちづくり”を推進します。

(3) 生涯活躍のまちづくり

一人ひとりの健やかな心と身体を育みつつ、高齢者福祉と障がい者福祉の充実を図ります。また、地域住民や地域の多様な主体がつながり合い、支え合いながら生きがいを持って安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指す、“生涯活躍のまちづくり”を推進します。

(4) 活気みなぎるまちづくり

魅力ある地域産業づくりに取り組むとともに、農林業・畜産業・商業・工業等の産業と、豊かな自然や文化、歴史といった資源を活かした観光を連携させ、また、新規や規模拡大に取り組む事業者を積極的に支援するなど、地域産業や地域資源を最大限に活用した“活気みなぎるまちづくり”を推進します。

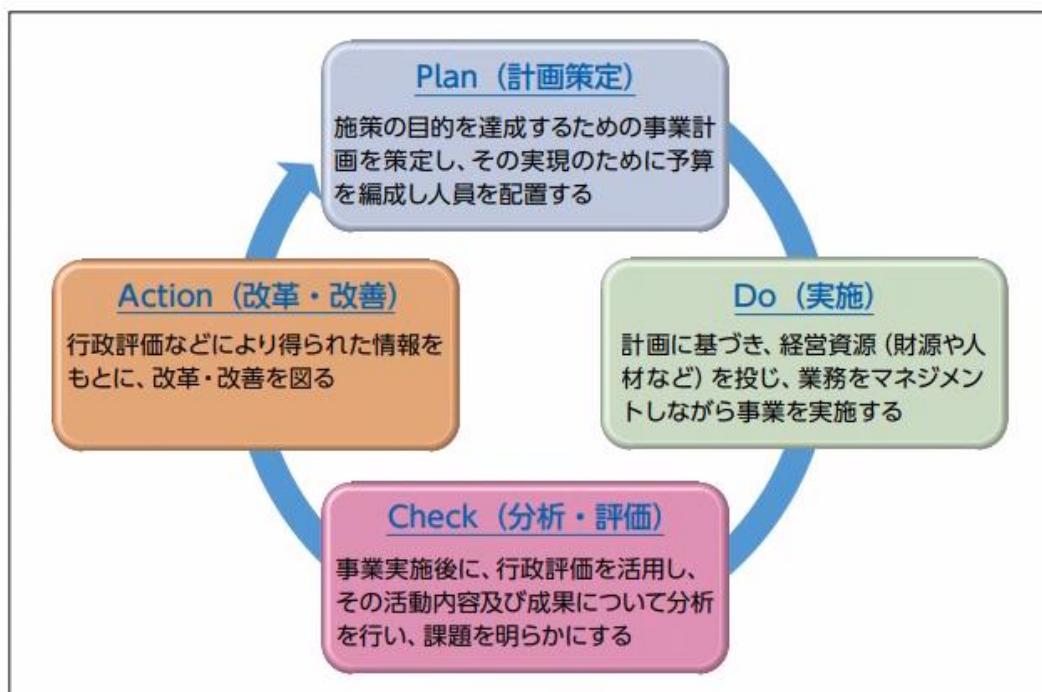
(5) 持続可能なまちづくり

環境問題や省エネルギー・新エネルギーへの取組を強化しつつ、しなやかで強靭な都市基盤と利便性の高い公共交通の構築を進めます。また、本市での安全・安心な暮らししが続けられるよう、自助・共助・公助の連携による防災・防犯体制の強化を図るとともに、質の高い行財政運営を進めるため行政改革に取り組むなど、“持続可能なまちづくり”を推進します。

3. 計画の進行管理

総合計画の着実な推進を図るため、3年間の実施計画を起点とするマネジメントサイクルを確立し、社会情勢の変化や国の制度改正等に対応するため、ローリング方式により毎年度、実施計画の見直しを行います。実施計画の策定（Plan）から始まり、事業を実施し（Do）、行政評価（内部評価・外部評価）による分析（Check）及び改革・改善を図り（Action）、新たな実施計画の策定に反映します。

また、基本計画の見直し時には、市民アンケートによる指標等を用いて、総括的な評価・検証を行うことで、施策を効果的に推進します。



4. 横断的視点

基本計画全般における横断的な視点として「SDGs の推進」、「DX・GX の推進」、「シティプロモーションの推進」、「行政改革の推進」、「協働の推進」を位置づけ、分野横断的に取り組む必要のあるものとして推進していきます。

(1) SDGs の推進

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本においても積極的に取り組んでいます。

本市では、各施策を推進するにあたり、SDGs の理念に沿って進めることで、地域課題の解決や住民サービスの向上につながることから、本計画では、関連する SDGs を位置づけ、推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) DX・GX の推進

令和 2 (2020) 年 12 月、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

自治体においては、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められ、DX (デジタルトランスフォーメーション) を推進するにあたっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことが重要です。

また、国では、成長戦略の一環として GX (グリーントランスフォーメーション) の実現を掲げ、令和 2 (2020) 年、国は令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。そして、その実行策として「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」をまとめました。

温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーへの転換を経済的にネガティブなものとして捉えるのではなく、成長戦略として取り組み、環境保全と経済成長を同時に実現させようとするものです。経済産業省では、「GX 基本リーグ構想」において、GX を「2050 年カーボンニュートラルや、2030 年の国としての温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた経済社会システム全体の変革」と定義しています。

本市においても、国の進める DX、GX の理念を基本として、各施策の推進にあたり、デジタル技術の活用や環境への配慮を意識するとともに、双方を関連させたシステムの構築、変革等、デジタル化による豊かさを享受できる地域社会の実現を目指した取組を推進していきます。



文化・風土を
施策・事業を
業務プロセスを

行政サービスを
組織・制度を



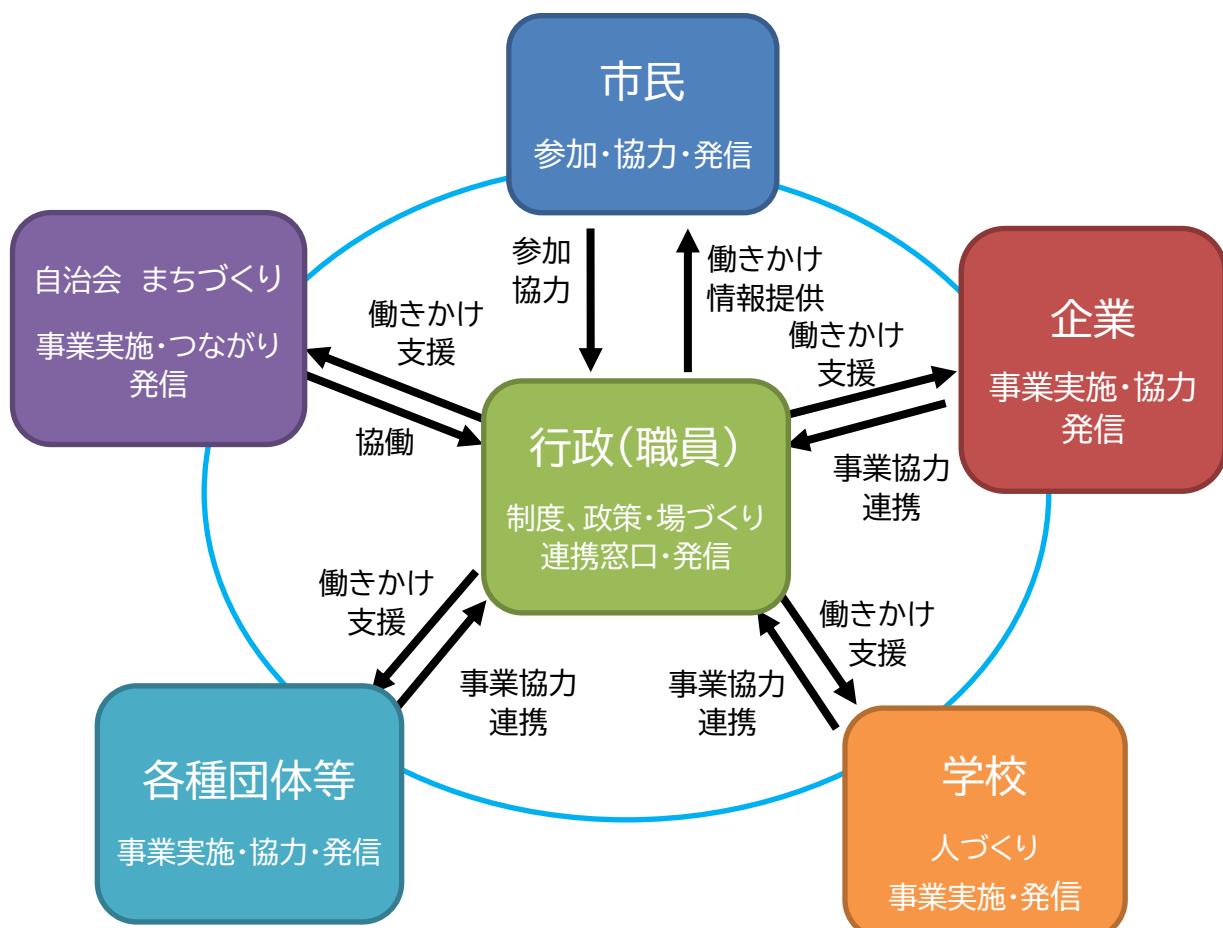
(3) シティプロモーションの推進

「シティプロモーション」とは、地方自治体によって行われる、地域のイメージを向上させるために行われる活動の総称であり「地域活性化のためのすべての活動」です。

人口減少は自治体の経済力低下につながり、それにより、さらに多くの人が市外へと流出していく悪循環が生まれます。自治体を維持・成長させるための取組として、多くの自治体が、魅力ある資源等を活用しながら、工夫を凝らした「シティプロモーション」に取り組んでいます。

本市においても、多様なツールを活用し、市全体としてのプロモーションの一体性を確保しつつシティプロモーションを推進していきます。また、関係団体との連携等による、効果的な情報発信に努めます。

シティプロモーションは行政が単独で取り組むのではなく、地域社会を担う市民、自治会、まちづくり推進組織、学校、企業や団体等のまちづくりに共感する多くの人たちを巻き込み、連携していくことが不可欠です。行政が様々な主体との情報共有を積極的に推進し、情報発信の協力や相談等のサポート機能を担っていくことで、より多くの人がシティプロモーションに取り組めるような体制づくりを目指します。



シティプロモーションの推進のための連携イメージ

(4) 行政改革の推進

人口減少社会の進行に伴い、市税の減収が予想されるとともに、医療や介護等の社会保障関係経費が増大することが想定されます。こうした厳しい環境の中でも健全で持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。

本計画を効果的に実現するためには、施策・事業の適切な評価を行い、施策・事業やサービスを選択的・集中的に実施して、限られた財源と人的資源を有効に活用する戦略的な自治体経営を行う必要があります。

行政の抱える課題は、年々複雑化、高度化する一方、今後予想される厳しい財政事情のもと、より一層簡素で効率的な体制が求められます。少数精鋭で大きな成果を上げることのできる、質の高い組織を実現することがこれまで以上に必要です。

第5次瑞浪市行政改革大綱において掲げた「行政の質の向上」を、基本方針として今後も継続し、行政サービスの質と経費バランスを念頭に置きながら、市民に分かりやすい行政改革を進めます。さらに、行政運営の一部としての位置づけのみならず、地域も含めて、新たな時代に対応できる仕組みの構築を行います。

行政の質の向上

(1) 協働による 行政運営

- ①住民団体等の活動支援の推進
- ②指定管理の推進
- ③市政情報提供の強化
- ④広聴活動の推進
- ⑤外部の視点による評価の推進

(2) 簡素で効率的な 行政運営

- ①業務委託の推進
- ②計画行政の推進
- ③組織再編
- ④業務システム化の推進
- ⑤行政手続の簡素化
- ⑥事務事業の見直し
- ⑦広域行政の推進

(3) 持続可能な 行政運営

- ①公共施設の見直し・再編
- ②健全な財政運営
- ③収納対策の推進
- ④新たな自主財源の確保
- ⑤受益者負担の適正化
- ⑥職員定数の適正化
- ⑦職員資質の向上

(5) 協働の推進

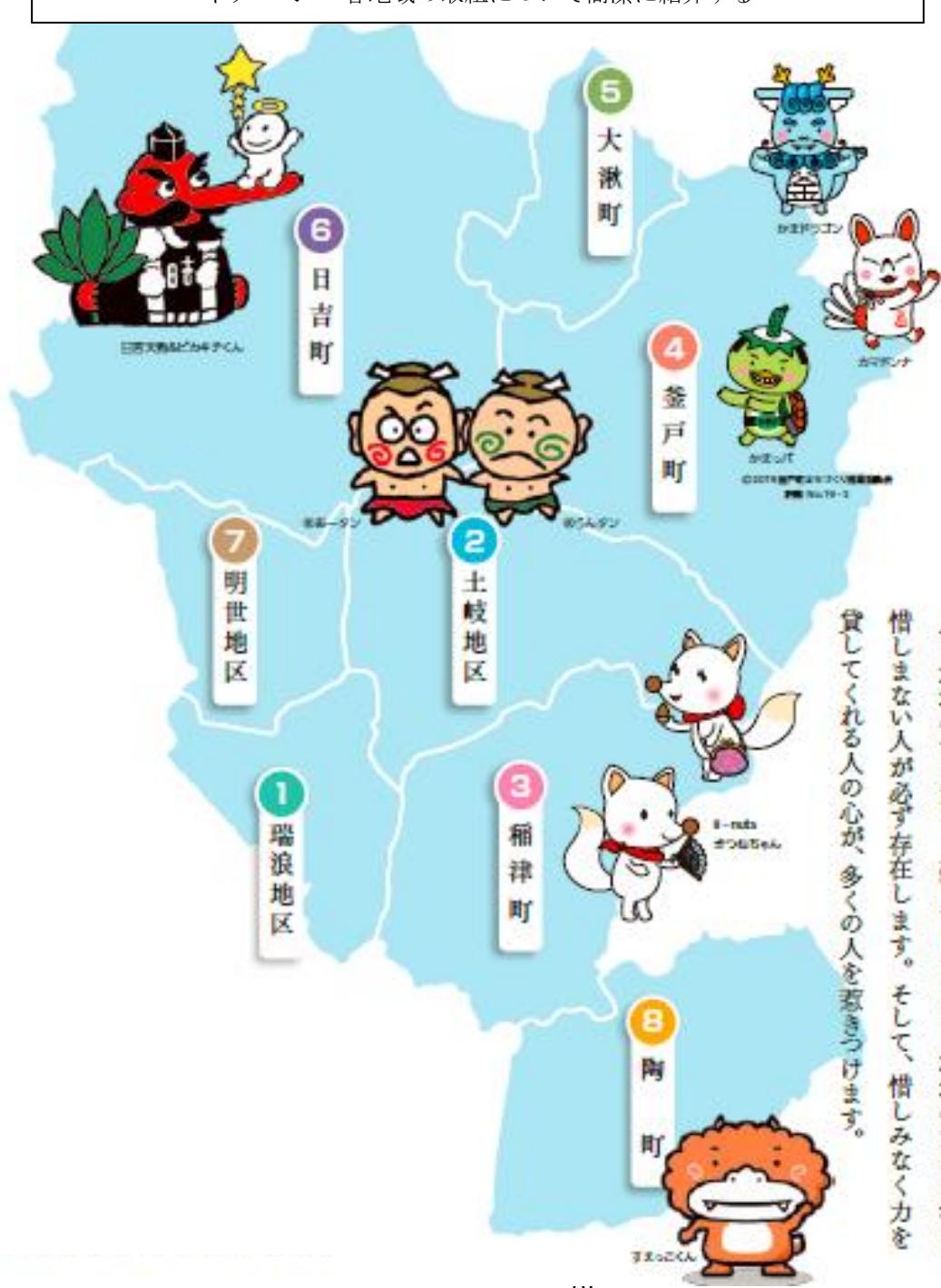
人口減少社会、担い手の高齢化は各地域においても喫緊の課題です。持続可能な地域づくりを進めるためにも地域の若者や女性、域外からの移住者等を地域の活力として取り入れ、地域に新しい価値を共創していく必要があります。

まちの活性化や地域コミュニティの維持等、誰もが瑞浪市に住みたいと感じ、住み続けたいと思えるように、これまで推進してきた協働のまちづくりの理念を継続し、地域で活動する多様な人材や団体と連携しながら、地域の課題解決に向けまちづくり活動の目的を明確にしつつ、地域の担い手づくりに取り組みます。

イメージ 各地域の取組について簡潔に紹介する

協働のまちづくり

人と地域のつながり。楽しいまちには、地域のために汗を惜しまない人が必ず存在します。そして、惜しみなく力を貸してくれる人の心が、多くの人を惹きつけます。



5. 重点施策

重点施策は、基本構想の将来ビジョンの実現を加速させるために、その推進体制を強化し、戦略的に取り組むものです。総合計画に包含する瑞浪市版総合戦略の中でも特に戦略的・重点的に取り組むものとして重点施策を位置づけます。

(1) 安心して子どもを育てられる環境づくり（子育て支援）

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「子どもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、「子ども家庭庁」が創設されました。

※子ども基本法において平仮名表記の「子ども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

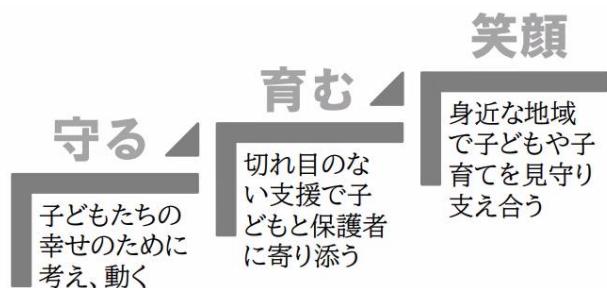
誰もがこのまちで安心して子どもを産み育てたいと思うような環境づくりをすることが重要です。共働き世帯の増加により、子育てに対する価値観の変化や負担が増大しています。

本市においても、「子どもまんなか社会」の理念のもと、子育て家庭における多様なニーズに応えるため、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を進める中で、行政サービスの拡充のみならず、地域が一体となって子どもたちを支えていくまちを目指します。

1) 基本理念

みんなで守り、みんなで育む、みんなの笑顔が満ちる子育て

地域の個性と魅力、強みを生かしながら、子どもたちの笑顔がにぎわいと活気のあるまちを生み出し、親をはじめ、市民が心から「住んで良かった」「住み続けたい」と思えるよう、上記を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。



2) 主な取組内容

①妊娠期から子育て期における切れ目ない支援・相談体制の充実

妊娠婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関としての役割のほか、ヤングケアラーや虐待、貧困、若年妊娠等、問題を抱える家庭に関する支援の充実を図ります。

②産後ケア事業・一時預かり保育事業の拡充

産後ケアや一時預かりに対応できる施設または内容を拡充します。

③多様な保育サービスの充実

共働き世帯等の増加に伴い、多様化するニーズに対応すべく保育サービスの充実を図ります。

④幼児園等における給食費の無償化

幼児園等における給食費を無償化することにより、子育て世帯の負担軽減を図ります。

(2) 地域の魅力をオールみずなみで発信する（シティプロモーション）

本市のシティプロモーションの目的は、「認知度や都市イメージの向上、シビックプライドの醸成を通じた観光誘客の促進に伴う地域活性化及び定住人口の増加」です。

本市の特長や魅力を効果的に市内外に発信し、市の認知度やイメージを向上させるとともに、市民のシビックプライドの醸成を図り、誰もが誇れるまちづくりを目指します。

1) コンセプト

人、街、自然 すべてが学校。

子どもの頃に見て、聞いて、感じたこと、それは人の一生において重要な意味を持ちます。人と街と自然が調和した瑞浪市には、子どもの感性を磨く種がたくさんあります。子どもがいきいきと育てば、家族もみんないきいきします。街そのものを学校に見立て、訴求力を高めていきます。

2) 目標

瑞浪市が有する地域資源や優位性を発掘・編集することで価値を高めるとともに、市内外に効果的にアピールし、人や企業に関心を持ってもらうことで、企業の誘致や定着を図り、ふるさと納税の活用等、将来にわたるまちの活力を得ることにつなげ、定住の促進・観光誘客の促進を目指します。

定住促進

観光誘客促進

3) ターゲットの設定

交流人口・関係人口の増加 ターゲット：東海地方及び都市圏在住者

各年代に合わせた市内の観光資源の魅力を向上させ、効果的なイベント等の開催やPR動画を作成し、SNSを含めた様々な情報媒体により情報を発信することで、認知度を向上させブランド力を高め、観光客を呼び込みます。

定住人口の増加 ターゲット：名古屋都市圏及び東京圏在住の子育て世代

SNSを効果的に活用し、地域の魅力や素晴らしさを発信するとともに、新たな生活をスタートするための支援や、次世代を担う大切な子どもを安心して育てられると思えるような充実した子育て支援を行い、生活の場として選ばれるまちを目指します。

シビックプライドの醸成 ターゲット：市内在住の30歳未満

瑞浪市の魅力や素晴らしさを向上させ、SNSを含めた様々な情報媒体により情報を発信し、参加・実感してもらい「このまちで暮らしたい」「このまちで働きたい」と感じられるまちを目指します。

4) 主な取組内容

①ブランド化の推進

観光や特産品・地場産品等、本市の魅力ある地域資源のブランド化を推進するなど、交流人口・関係人口の増加に向けた取組を進めます。

②シビックプライドの醸成と多様な情報発信

地域の学生との連携・協働により効果的な地域情報の発信を進めるなど、情報発信の強化に取り組みます。

③推進体制の強化

行政が様々な主体との情報共有を積極的に推進し、情報発信の協力や相談等のサポート機能を担っていくことで、より多くの人がシティプロモーションに取り組めるような体制づくりを構築します。

第Ⅰ章 人・未来を育むまちづくり

- 1. 子育て支援
- 2. 就学前教育・学校教育
- 3. 生涯学習
- 4. 生涯スポーツ
- 5. 文化・芸術・文化財
- 6. 人権尊重社会

◇方針（コンセプト）

子どもは地域の宝であるということを念頭に、地域で支え合いながら安心して子どもを産み育てられるよう、子育て支援を充実させるとともに、生き抜く力を育む学校教育の充実を図ります。また、だれもが気軽に学び、その成果を地域に生かすことができる機会、スポーツや芸術を楽しむ機会、地域の歴史や伝統文化を理解するとともに親しむ機会を創出するなど、“人・未来を育むまちづくり”を推進します。

◇課題・方向性

- ・結婚したい方が結婚できるよう出会いの場づくりが必要です。
- ・共働きの子育て世帯等の増加に伴い、保育サービスや学童保育の重要性が高まっています。
- ・いじめ・不登校等の対応や学力向上のための指導改善、地域との連携による総合的な取組が必要です。
- ・幅広い年齢層の多様なニーズに対応した学習機会を提供し、個人の生きがいだけでなく、地域づくりを進める必要があります。
- ・スポーツ活動に積極的に参加できる環境づくりが必要です。
- ・文化芸術活動の継承にあたり、新たな担い手を育成するなど活動の活発化が必要です。
- ・文化財の調査・保存・継承及び広報に努めるとともに、地域の文化資源として活用することが必要です。
- ・会議等への積極的な女性登用を進めるとともに、それぞれの人権を尊重できる社会づくりが重要です。

◇目標指標

	基準値 (令和5(2023)年度)	中間値 (令和10(2028)年度)	目標値 (令和15(2033)年度末)
子どもを産み育てやすいまちだと思う市民の割合	●●	●●	●●
学校・家庭・地域が連携して子どもの成長と安全を支えているまちだと思う市民の割合	●●	●●	●●
合計特殊出生率	●●	●●	●●

I. 子育て支援



(1) 子ども子育て支援の充実

- 結婚を望む方に対し、出会いの場や機会づくりの支援を行います。
- 子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談・助言・情報提供等を行い、子育て支援の充実を図ります。また、こども家庭センターを設置することで、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援・相談体制の整備を図ります。
- 公立幼稚園では幼保一体化による合同活動を行うことで、保育サービスの充実を図ります。多様な保育サービスの充実を図るため、指定管理や委託、民営化の検討を進めます。
- 私立保育園等の建設・運営支援を進めるとともに、新たな小規模保育事業所の参入を促します。
- ファミリー・サポートセンター事業を継続して行うとともに、一時預かり事業等の拡充を図り、安心して子育てができるよう支援していきます。
- 病気の治療中や回復期にあって、まだ集団保育が困難である子どもを預かる病児・病後児保育事業について継続的に行い、仕事を休むことができない保護者等を支援します。
- 放課後児童クラブ等の民間団体と連携し、子どもの居場所支援の充実を図ります。また、地域の児童健全育成の拠点として児童館を運営していきます。
- 児童手当や18歳まで医療費助成の拡大を行うことで、家庭等における生活の安定や、次世代を担う子どもの健全な育成を支援します。
- 幼稚園等における給食費の無償化を進めます。

(2) 障がい児への支援

- 臨床心理士による幼稚園、小・中学校への巡回相談を行い、職員や保護者からの相談に応じるなど、障がいの早期発見・早期療育に努め、切れ目ない支援を行います。
- 瑞浪市子ども発達支援センター等において、療育支援及び放課後等デイサービス等を行い、発達支援の充実を図ります。また、発達に課題のある児等の支援として理学療法・作業療法・音楽療法による機能訓練を提供していきます。
- 幼稚園、小・中学校において、医療的ケア児の支援を行っていきます。

(3) ひとり親家庭、子どもの貧困等の支援

- 児童扶養手当の支給や医療費助成、生活資金の貸付等により、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童福祉の増進を図ります。
- 家庭児童相談員による、児童を取り巻く家庭及び養育の指導・助言を行い、児童の健全育成を図ります。

2. 就学前教育・学校教育



(1) 豊かな心の育成

- 一人ひとりが大切にされる教育を進めます。
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解決に向けた支援を行います。
- 不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援に取り組みます。
- 教育相談員の活用により、児童生徒の居場所（教育支援センター等の設置）を確保していきます。
- 子どもの内面の理解を深めるとともに、学級経営力の向上を目指した指導を進めます。
- 要援助児童生徒の心の安定を図るため、一人ひとりに応じた支援を行います。
- 健康な体づくりに向けた支援を行います。また、体力向上の取組（ACP等）として、学校へ講師を招いて指導を受けたり、職員研修を実施したりするとともに、スポーツテストにおける走・跳・投の動作について継続的な評価に取り組みます。
- ふるさとの魅力にふれ、地域を知る機会を創出するなどの体験学習や、地域住民との交流を通して、子どもの豊かな心を育てます。
- 幼稚園ではあそびを通じ「生きる力の基礎」を培い、家庭と連携し、たくましく思いやりのある子を育てます。

(2) 確かな学力の育成

- 就学前教育において、規範意識の芽生えや基本的生活習慣の定着を図るために、体験を通して指導を充実させます。
- 児童生徒の学力分析を基に、「基礎的・基本的な内容」の確実な習得を図ります。
- 児童生徒の学習意欲を引き出せるようデジタル教材を導入するとともに、ＩＣＴ支援員を活用し、タブレット端末を効果的に授業改善に生かせるように取り組みます。
- 新しい情報・知識・技術に対応できる児童生徒を育成するため、授業等においてＩＣＴ機器の積極的な活用に努めます。
- コミュニケーション能力の基礎を養うため、外国語活動の充実に向けた支援を行います。
- 児童生徒の学習における「困り感」を軽減するため、学業支援員の配置に努めます。
- 地元企業の協力を得て職場体験学習を行うなど、キャリア教育の充実を図ります。

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働と健全育成

- コミュニティ・スクールの取組について意見交換・交流し合う場を設け、各校の取組に反映できるように努めます。
- 幼稚園・小・中学校の連携を密にし、継続した児童生徒の支援ができるようにします。
- 地域住民や保護者と情報を共有するとともに連携し、地域に開かれた園・学校づくりに努めます。
- 園・学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。

(4) 教育環境の整備と安全確保

- 老朽化した校舎の改修を行う中で、バリアフリー化や、脱炭素・環境配慮の仕組みの導入等について検討を進めるなど、安全・安心で質の高い学校整備を行います。

3. 生涯学習



(1) 多世代の多様なニーズに対応した学びの場の充実

- 幅広い年齢層にわたる多様なニーズに対応した学習機会を提供し、瑞浪駅周辺再開発での駅北複合公共施設の整備をきっかけに、生涯学習の一層の推進を図ります。
- 市民の求める学習資料・情報を的確・適切に提供する図書館サービスの一層の充実を図るとともに、読み聞かせ活動や各種イベント等を通じて本や読書の楽しさを伝え、読書活動の一層の推進を図ります。また、図書館利用や読書が困難な人に対するサービスを拡充し、誰もが読書を楽しむことができる環境の整備を進めます。
- 多様な情報発信ツールを活用して学習機会に関する情報を発信し、より多くの人が生涯学習に取り組むきっかけをつくります。
- 地域の課題やニーズを踏まえ、個人が生涯学習を通じて得た学びを地域課題等の解決に役立てる「地域づくり型生涯学習」の推進を図ります。

(2) 子どもたちの成長のための環境の充実

- 家庭教育学級等の内容の充実を図り、若い親世代の学習機会への参加を促進します。
- 青少年育成活動の内容の充実を図り、地域における子育てに係る学習環境の整備に努めます。
- 子どもの職場体験実習を通して、学校との連携を図ります。
- 各学校の活動内容を交流しあう場を設けるとともに、地域学校協働活動推進員の設置により、市内全体での地域学校協働活動の充実を図ります。

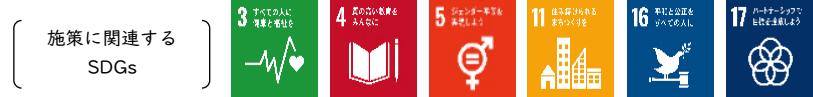
(3) シニア世代等による活力ある地域づくり

- シニア世代の多様なニーズに対応した学習機会を提供し、シニア世代の活発な活動の促進を図ります。
- 地域のシニア世代と子ども・多世代との交流を図る事業を促進し、シニア世代が長年培った技能を発揮する場や地域づくりに生かす機会等の提供及び支援に努めます。

(4) 地域で活躍する人材の発掘と育成

- まちづくり推進組織等との連携により地域人材を発掘し、生涯学習講座等を担う幅広い指導者の確保につなげます。
- 生涯学習イベントや図書館運営を担うボランティアの確保に向け、継続的な周知を図るとともに、ボランティアの活躍の機会の拡充を図ります。

4. 生涯スポーツ



(1) 世代やニーズに応じた生涯スポーツの推進

- 子どもたちにスポーツをする楽しさと技術を伝える機会を設けます。
- 市民がスポーツに接する機会を増やし、スポーツに対する市民の意識向上を図ります。
- 域学連携等を活用したスポーツ教室を実施し、スポーツ技術の向上と競技人口の拡大を図ります。
- 市民が地域の中でスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

(2) スポーツ指導者等の育成

- スポーツ推進委員の知識・技能の向上を図るとともに、スポーツの啓発と普及を推進します。
- スポーツ指導者の知識・技能の向上を図るため、研修会や講習会の情報を提供します。

(3) スポーツ施設の充実

- 市民が利用しやすいスポーツ施設となるよう各施設を管理運営し、利用率の向上を図ります。
- 施設の大規模改修を行うとともに、器具を計画的に更新し、市民が安全・快適にスポーツに取り組める環境づくりに努めます。
- 市民体育館について、民間の力を活用し、施設のサービス向上を図るため、指定管理者制度の導入を検討します。

5. 文化・芸術・文化財



（1）市民による文化芸術活動の振興

- 文化芸術活動への市民の参加啓発を図るとともに、文化芸術活動団体の発表機会が増えるよう支援に努めます。
- 市民の身近な芸術家や音楽家を広く紹介し、市民が気軽に芸術にふれるこことのできる機会を積極的に提供します。
- 文化芸術活動団体を支援します。

（2）文化財の調査・保存・継承とその活用

- 文化財の調査・保存に努めるとともに、適切な維持管理と広報に努めます。
- 民俗文化財の保存団体等と連携し、後継者育成を支援します。
- 郷土の文化財や自然・歴史・文化等にふれる機会を設け、文化財保護意識の高揚や郷土愛の醸成を図ります。

（3）文化施設の充実

- 文化施設を快適な環境で使用できるよう、整備を進めます。
- 市民が郷土の自然や歴史、文化・芸術に親しむことができるよう普及活動を充実させます。
- 各施設における所蔵資料の充実を図るとともに、その保存・活用と調査・研究を推進します。
- 市民公園内の文化施設を、文化財保護及び普及活動等の拠点としてさらに充実させるため、再編に向けた検討を進めます。

6. 人権尊重社会



(1) 人権施策の推進

- 人権啓発講演会や人権書道展等を実施することにより、家庭、幼稚園・学校、地域、職場等、あらゆる場における人権意識の啓発、ならびに教育を推進します。
- 人権問題に対する相談窓口と支援体制を充実させます。
- 女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、感染症患者、性的少数者（LGBT）、インターネットによる人権侵害等、人権課題についての幅広い取組を推進します。

(2) 男女共同参画の推進

- 人権を尊重した男女共同参画を進めるため、配偶者等からの暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV）の防止と被害者に対する相談・支援機能の充実に努めます。
- ジェンダー平等の考え方のもと、お互いを尊重し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会の実現を目指して、家庭・地域・職場等、様々な機会を捉えた教育・啓発活動を推進します。

第2章 魅力あふれるまちづくり

1. シティプロモーション
2. 協働のまちづくり
3. 住環境
4. まちなみ
5. 情報共有

◇方針（コンセプト）

本市の豊かな自然や歴史、文化等を市内外に広く発信し、本市の認知度ならびにイメージの向上とともに、本市への愛着の醸成を図ります。

市民と行政の適切な役割分担のもとでパートナーシップを構築し、協働のまちづくりによる課題解決に取り組み、まちづくりへの積極的な参画を促すなど、“魅力あふれるまちづくり”を推進します。

◇課題・方向性

- ・情報発信ツールが多様化する中、SNS等を活用するなど、ターゲットを絞った効果的で分かりやすい情報発信の環境整備を進める必要があります。
- ・地域の魅力を積極的に発信することで、ふるさとを応援したいという、ふるさとへの誇りを持つことが重要です。
- ・持続可能な地域づくりを進めるため、まちづくりの担い手の確保、若者の活動参加を促進することが必要です。
- ・地方移住の注目は依然高く、移住・定住に関連するプロモーションの強化が必要です。
- ・良好な景観の形成と保全を図るため、行政、まちづくり推進組織や各種団体等が連携を図りながら取り組んでいく必要があります。
- ・時代のニーズに合わせた魅力づくり、地域活性化のため、瑞浪駅周辺再開発、瑞浪市道の駅を軸とした、新たなまちづくりを進める必要があります。

◇目標指標

	基準値 (令和5(2023)年度)	中間値 (令和10(2028)年度)	目標値 (令和15(2033)年度末)
瑞浪市に住み続けたいと思う市民の割合	●●	●●	●●
まちの情報をわかりやすく知ることができると感じる市民の割合	●●	●●	●●
ふるさとみずなみ応援寄附金額	●●	●●	●●
移住定住相談件数	●●	●●	●●

I. シティプロモーション



(1) ブランド化の推進

- 観光や特産品・地場産品等、本市の魅力ある地域資源のブランド化を推進するなど、交流人口・関係人口の増加に向けた取組を進めます。そのことにより、本市や地域資源への愛着と信頼感を高め、誘客につなげます。
- ブランド化の推進に向けては、市民、行政、各種団体、事業者等に対して本市のブランド価値の理解を促進するとともに市内外へ浸透させ、認知度やイメージの向上を図ります。

(2) シビックプライドの醸成と多様な情報発信

- 一人ひとりが生活環境に合わせて、それぞれにできる取組を進めつつ、まちづくりに関わる人々からシビックプライドを醸成していきます。
- 地域の学生との連携・協働により効果的な地域情報の発信を進めるなど、情報発信の強化に取り組みます。
- 本市や地域資源の認知度やイメージを向上させるため、様々な機会を捉えつつ、多様な情報発信ツールを活用し、「広く知ってもらう」「ターゲットに关心をもってもらう」「必要な情報に導く」等、継続的かつ「共感」の輪が広がる情報発信を行います。

(3) 推進体制の強化

- 行政が様々な主体との情報共有を積極的に推進し、情報発信の協力や相談等のサポート機能を担っていくことで、より多くの人がシティプロモーションに取り組めるような体制づくりを構築します。
- 職員一人ひとりがセールスマン（広告塔）という意識を持ち、シティプロモーションの担い手として、広報活動に対する知識と技術の向上に努めます。
- 近隣市や関係団体等、積極的に広域連携に取り組み、事業の効率化を図っていきます。
- 社会情勢により目まぐるしく移り変わるツール等は常に注視し、新たな活用についても検討していくなど、見直しを行い柔軟に対応します。

2. 協働のまちづくり



(1) 市民参加と協働の推進

- 市民まちづくり会議において、条例に基づく取組推進方針の運用状況の検証や意見交換を行うことにより、まちづくりに対する意識の向上とともに情報共有を図ります。
- 自治会やまちづくり推進組織に対する継続的な支援により、地域課題を解決できる組織としての強化を図るとともに、自治会加入の推進に努めます。
- 域学連携を活用するなど、学校や地域団体と連携してまちづくり活動を推進し、地域の課題解決や新たなまちの魅力の創出に努めます。
- まちづくりサポートセンター「夢サポ」において、まちづくり活動や市民活動の情報発信を進めます。

(2) 地域活動を担う人材・団体の育成

- 持続可能な地域づくりを実現するために、若い世代や移住者等、将来を担う地域人材の育成に努めます。
- まちづくり活動の先進事例を学ぶ「まちづくり講演会」等を開催し、地域活動を担う人材の育成に努めます。
- NPO 団体等を新しく設立する際の相談や情報提供を行います。また、設立後の活動に対する支援も行います。

(3) まちづくり推進組織への支援

- 交付金制度を活用し、各地区まちづくり推進組織の自主的な活動を支援します。また、適宜交付金制度を見直し、より利用しやすい制度となるよう努めます。
- 夢づくり地域活動支援職員制度を継続するとともに、集落支援員を各地区に配置し、まちづくり活動への人的支援を行いつつ、計画的な地域活動を推進します。
- まちづくり推進協議会連絡会の開催等、各まちづくり推進組織間の情報交換や連携の強化を図ります。
- 各地域が策定する「地域計画」に位置づけられた取組を積極的に支援します。

3. 住環境



(1) 移住定住の促進

- 移住定住ポータルサイト及び各種 SNS 等、様々な情報媒体を活用した情報発信に努め、本市の知名度向上を図るとともに、将来的な移住のきっかけづくりを進めます。
- 子育て世帯、若者世帯の移住を促進する取組等、ライフスタイルの多様化に対応した移住のきっかけづくりを進めます。
- 空家等対策計画に基づき、空き家・空き地の利活用の促進や、安心して暮らせる生活環境の確保を図り、市内への移住・定住を促進するための取組を進めます。

(2) 安全・安心で快適な住環境の整備

- 適正な管理が行われていない空家等に対して、所有者等への適正な管理を促します。なお、倒壊等の危険性がある空家等については、除却を促します。
- 地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、木造住宅の無料耐震診断や木造住宅の耐震改修工事に対し補助を行います。
- 土砂災害を未然に防ぐため、緊急性等を調査しながら、急傾斜地崩壊対策に継続的に取り組みます。
- 都市の現状や時代に即した用途地域の考え方について整理を行い、瑞浪市都市計画マスター プランに基づく用途地域の見直しを進めます。

(3) 計画的な市営住宅の維持管理

- 市営住宅長寿命化計画に基づき、良質な住宅ストックの改善や修繕を実施し、長期活用に向けた事業を推進します。
- 耐震基準を満たさない住宅等の入居者に対して住み替えを誘導し、用途廃止及び解体撤去を推進します。

(4) 瑞浪駅周辺の再開発

- 地域交流センターを活用した中心市街地及び周辺地域の市民相互の交流事業を実施します。
- 瑞浪駅南地区では市街地再開発事業により、商店や住居機能を備えた再開発ビルの整備や、駅前広場の拡張、歩行者空間の改良を行い、便利で居心地が良く、歩きたくなるまちなみを目指します。

○瑞浪駅北地区では、人々がまちに集まるきっかけとなるような魅力ある複合公共施設の整備や、市営駐車場の拡張を行います。

(5) 地籍調査の推進

- 計画的かつ効率的な地籍調査を実施します。
- 精度の高い測量成果の活用を推進するため、国土調査法第19条第5項申請を行う測量に対する補助事業を行います。

4. まちなみ



(1) 地域と連携した景観の向上

○市を代表する景観を堅持したり、景観づくりに積極的に取り組みたい地区等を景観計画重点区域に指定し、住民全体による景観づくりに取り組みます。

○景観計画に指定した市全域について、良好な景観の形成と保全に努めます。

(2) 地域との協働による公園の維持管理

○環境美化に努め、憩いの広場としての利用増加を図ります。

○老朽化する遊具を点検・再整備することで事故を未然に防止し、安心して利用できる遊び場を提供します。

○地域や企業に里親制度をPRし、参加団体の増加に取り組みます。

(3) 屋外広告物の適正化

○屋外広告物管理システムの運用により、屋外広告物掲出に関する適正管理を行い景観の向上を図ります。

○屋外広告物法に基づく岐阜県屋外広告物条例により、適正な屋外広告物の掲出を推進します。

5. 情報共有



(1) 市政情報の発信

- 多様な情報発信ツールを活用し、行政や暮らしに関する情報等をわかりやすく提供します。
また、SNSの活用により、いち早い情報提供・情報共有に努めます。
- ホームページをはじめ、各種メールマガジンの配信やSNSの活用により、サービス利用者に対応した情報発信の環境整備を進めます。

(2) ICTの活用と人材育成

- 防災や福祉、教育、観光等の各分野においてICTを活用し、安心で快適な暮らしを支援します。
- デジタル化に伴う市民サービスの向上を図りつつ、職員の負担軽減を図ります。さらに、サービスの平準化を推進し、「書かないワンストップ窓口」の構築を目指します。
- まちづくりの様々な分野において、市民や団体による活動を、ICT活用の視点から人材育成も含めて積極的に支援します。

(3) 情報公開と管理

- 情報公開条例に基づく情報公開制度が利用しやすくなるよう、制度内容を広報紙やホームページを活用し、積極的にPRします。
- 市が保有する市民の個人情報を厳正に管理し、適正な運用が行えるよう、職員、教員及び民生委員・児童委員を対象にした個人情報保護研修会を開催します。

(4) 市政への市民意見の反映

- 地域懇談会等を継続的に開催し、市民と行政が情報共有を図りながら、行政運営やまちづくりについて幅広く意見交換ができる機会を設けます。
- 市民アンケートの効果的な実施により、まちづくりに対する市民の意見・要望・評価の適正な把握に努めます。

第3章 生涯活躍のまちづくり

- 1. 地域福祉・社会保障
- 2. 健康・医療
- 3. 障がい者福祉
- 4. 高齢者福祉

◇方針（コンセプト）

一人ひとりの健やかな心と身体を育みつつ、高齢者福祉と障がい者福祉の充実を図ります。また、地域住民や地域の多様な主体がつながり合い、支え合いながら生きがいを持って安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指す、“生涯活躍のまちづくり”を推進します。

◇課題・方向性

- ・誰もが生涯にわたって活躍できるまちづくりが求められています。
- ・複雑化・複合化した生活課題や制度の狭間の課題に対応するため、相談・支援を包括的に受け止める体制の整備が必要です。
- ・地域における交流や生きがいづくりを推進することが必要です。
- ・市民及び様々な機関や団体の連携・協力体制により、地域で支える福祉の実現が求められています。
- ・新病院を建設し、医療体制の整備・充実を図る必要があります。

◇目標指標

	基準値 (令和5(2023)年度)	中間値 (令和10(2028)年度)	目標値 (令和15(2033)年度末)
地域の支え合いや社会保障が充実していることにより、安心して暮らせるまちだと感じる市民の割合	●●	●●	●●
高齢者が地域で元気に暮らせるまちだと思う市民の割合	●●	●●	●●
健康寿命（要検討）	●●	●●	●●

I. 地域福祉・社会保障



(1) 地域福祉活動、ボランティア組織の育成・支援

- 福祉に対する意識づくりを進めるため、地域福祉に関する積極的な情報発信と福祉教育の充実を図り、地域での助け合いの意識向上に努めます。
- 世代間交流の推進、高齢者や障がい者の社会参画支援、地域での子育て支援の充実により、地域における交流や生きがいづくりを推進します。
- ボランティア団体の育成と活動を支援するとともに、ボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりと情報提供の充実に努めます。

(2) 新たな地域包括支援体制の構築

- 複雑・複合化した生活課題に対応できるよう、既存の各専門分野の相談支援体制を生かしつつ、包括的な相談支援体制（重層的支援体制）を構築します。
- こころの健康やひきこもりなど制度の間の課題について、福祉、保健、教育が連携、情報共有し、問題の把握と必要な支援を行う体制づくりに努めます。
- 災害時における避難行動要支援者への支援体制づくりに取り組むとともに、平常時からひとり暮らしの高齢者や障がい者等への見守りや支援を行います。

(3) 社会保障制度の適切な運用

- 国民健康保険の財政運営の責任主体である県と連携して、国民健康保険の健全な運営及び制度の円滑な推進に努めます。
- 保険者である岐阜県後期高齢者医療広域連合と連携して、後期高齢者医療制度の円滑かつ安定的な運営に努めます。
- 生活保護・生活困窮者自立支援制度を適正に運用します。

2. 健康・医療



(1) 健康づくりの促進

- 子どもが健やかに成長するために、妊娠期から子育て期における母子保健事業の充実に取り組みます。
- ライフステージに応じた健康診査の受診機会を提供し、健康管理を支援します。
- バランスの良い食生活、適度な運動、こころの健康、歯と口腔の健康等の正しい知識の普及・啓発活動により、健康づくりを推進します。
- 受動喫煙防止対策をさらに強化し、特にたばこの害を受けやすい妊婦や子どもを受動喫煙の害から守るとともに、喫煙者の禁煙を支援します。

(2) 疾病予防・重症化予防対策

- 特定健康診査等の結果から、身体の状況・病態生理等が理解できるよう保健指導を行い、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に努めます。
- がんをはじめとする疾病的早期発見に向けて、検診受診率の向上を図ります。
- 感染症を予防する正しい知識の普及と定期予防接種の接種率の向上を図ります。

(3) 地域医療体制の確保

- 東濃厚生病院と土岐市立総合病院の統合による新病院を建設し、地域の中核病院として二次医療を提供します。
- 奨学金制度を積極的に活用し、医師、助産師等の医療スタッフの確保に努めます。
- かかりつけ医の普及・定着を推進します。
- 医師会及び歯科医師会、薬剤師会と連携を図り、救急医療体制、災害医療体制の充実を図ります。

3. 障がい者福祉



(1) 障がい者の自立と社会参加の促進

- 働く意欲のある障がい者が、身近な地域で就労できるよう、関係機関等との連携を一層強化し、障がい者雇用の促進を図ります。
- サービス利用者を取り巻く環境や、障がいの特性に配慮した適切な支援がなされるよう、サービス提供事業所等と協議しながらサービス利用体制を強化します。
- 誰もが気軽に参加できる文化・芸術・スポーツ・レクリエーション活動を推進し、障がい者が気軽に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- 障がい者に対する理解を深めるため、広報啓発活動・学校等での福祉教育の推進を図ります。

(2) 障がい者福祉サービスの充実

- 相談支援事業所やサービス提供事業者との連携を密にし、必要なサービス提供体制とサービス量の確保に努めます。
- 短期入所・日中一時支援事業等、介護者の負担軽減のためのレスパイトケアの場の確保に努めるとともに、重症心身障がい児者や医療的ケア児者に対する支援体制について協議を進めます。
- 重度心身障がい者の医療費を助成する等、安定した日常生活を送れるようにするための各種支援の充実を図ります。

(3) 障がい者の地域生活支援体制の充実

- 基幹相談支援センターとの、相談支援体制を強化するとともに、地域生活支援拠点の運営による支援体制の充実を図ります。
- 成年後見制度・日常生活自立支援事業を周知し、利用促進を図ります。
- ユニバーサルデザインによる施設整備やバリアフリー情報の提供等により、障がい者が外出しやすい環境整備を進めます。また、住宅改善助成制度を活用した居住環境の整備を推進します。

4. 高齢者福祉



(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 介護予防事業を推進することにより、健康寿命の延伸を目指します。
- 支え合い・助け合いの地域づくりを推進するとともに、住民主体型サービス等、多様な主体によるサービスの拡大に向けた取組を進めます。
- 要支援者に対し保健・医療・福祉の関係機関が連携し、必要なサービスが適切に受けられるよう支援します。
- 認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の両面から施策を推進します。
- 高齢者の権利擁護に向けて、相談支援、成年後見制度の利用支援、虐待の早期発見・把握に努め、関係機関と連携した取組を展開します。

(2) 高齢者の社会参加の支援

- 高齢者が健康増進、社会奉仕活動を通じて地域社会との交流を図り、生きがいを持って暮らせるよう高齢者団体への支援を行うとともに、豊かな知識や経験を生かすことができる就労機会の確保に努めます。
- 寿大学に対して魅力ある学習機会を提供し、学習・講座内容の充実を図ります。また、参加促進のための周知啓発を積極的に実施するとともに、自主的な活動への支援を行います。

(3) 高齢者福祉サービスの提供

- 高齢者福祉サービスを提供し、可能な限り在宅で生活できるよう支援を進めます。
- 民生委員・児童委員等による定期的な見守りや、民間事業者との協定による見守り活動を開します。

(4) 介護サービスの充実

- 介護保険事業の適正な運用と持続的な運営のために、介護給付費等の適正化を推進します。
- 介護保険事業等を円滑に実施するため、「介護保険事業計画」の進捗管理を適切に行いながら、市民ニーズに即したサービス提供と介護保険料のバランスがとれた制度運用に努めます。

第4章 活気みなぎるまちづくり

- | | |
|--------|---------|
| 1. 農林業 | 2. 畜産業 |
| 3. 商業 | 4. 工業 |
| 5. 観光 | 6. 市民生活 |

◇方針（コンセプト）

魅力ある地域産業づくりに取り組むとともに、農林業・畜産業・商業・工業等の産業と、豊かな自然や文化、歴史といった資源を活かした観光を連携させ、また、新規や規模拡大に取り組む事業者を積極的に支援するなど、地域産業や地域資源を最大限に活用した“活気みなぎるまちづくり”を推進します。

◇課題・方向性

- ・担い手の高齢化や後継者不足に伴い、農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入等、維持管理体制の構築に向けた支援が必要です。
- ・国際的要因により、畜産経営が悪化しているため、安定化の支援が必要です。
- ・食に対する安全を求める消費者意識の高まりがあり、有機農業等を推進するための持続可能な食料システム等が必要です。
- ・中心市街地の活性化や多様な主体が連携・協力し、中小企業振興を行うことが必要です。
- ・地場産業について、担い手の高齢化への対応、販路開拓手段の多様化等、ニーズに合わせた支援が必要です。
- ・創業や第二創業支援及び企業誘致により、多様な事業規模と業種の産業構造を創る必要があります。
- ・リニア中央新幹線の開通を見据えた誘客の強化や多様化する観光形態への対応やプロモーションが必要です。
- ・多種多様な働き方について理解を深め、その情報が市民に届くよう関係団体との連携が必要です。
- ・ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を推進し、誰もが働きやすい職場環境を整えることが必要です。

◇目標指標

	基準値 (令和5(2023)年度)	中間値 (令和10(2028)年度)	目標値 (令和15(2033)年度末)
働きやすいまちだと思う市民の割合	●●	●●	●●
(新) 市内の産業の活気が高まっていると思う市民の割合	●●	●●	●●
年間観光入込客数	●●	●●	●●

I. 農林業



(1) 農地の整備・管理

- 農地の集積・集約化、農業用施設等の長寿命化を図ることで、生産性の効率化を推進します。
- 地域による農地等の管理を支援することにより、遊休農地の発生防止に努めます。
- 有害鳥獣から農作物等を守る取組を支援します。

(2) 農家の育成・支援

- 地域の担い手に農地を集積し、経営規模の拡大を支援するとともに、新規就農者の育成や集落営農組織の設立支援を行うなど、担い手の育成を推進します。
- 農地の持つ多面的機能を維持するため、農業委員会と連携を図りながら、遊休農地の解消にかかる取組を支援します。
- 地元農産物を活用した食育の推進を図るとともに、その特產品化を行うなど、地産地消の推進を図ります。
- 農産物等直売所へ出荷する農家を育成するとともに、農業を活用した生きがいづくりや福祉活動を展開するなど、農業の裾野を広げる取組を含めた農業振興を推進します。
- 農業者の有機農業に参入あるいは転換する体制整備を支援するなど、環境負荷低減農業を推進します。

(3) 森林の整備・保全

- 森林整備に不可欠な林道等の施設の機能を維持します。
- 森林の持つ多面的な機能を維持するため、従来からの方法に加えて、森林環境譲与税交付金及び清流の国ぎふ森林・環境基盤事業を活用した森林環境の保全に努めます。

2. 畜産業



(1) 畜産経営の安定

- 県、県畜産協会と連携し、畜産コンサルティング等を実施し、畜産農家の経営の安定を図ります。
- 「瑞浪ボーノポーク」のブランド化により養豚経営の安定を図ります。
- 家畜疾病の予防、診断、的確な治療により畜産農家の損害を防止するため、適切な診療行為の実施や技術の向上等に努めます。
- 農家の経営安定のため、規模拡大等を積極的に推進します。

(2) 畜産を利用した地域活性化

- 「瑞浪ボーノポーク」を活用した新商品の開発・製造、6次産業化の取組を推進します。
- 市内で飼養されている家畜から生産した良質堆肥の供給及び市内での利用を推進します。

(3) 関係機関と連携した防疫対策

- 瑞浪市家畜衛生協会と連携し、消毒薬の配布や予防注射の実施等伝染病の防疫に努めます。
- 県と連携し、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫に対して迅速な初動防疫を実施できるように、危機管理体制の強化に努めます。

(4) 市民生活と調和した畜産環境

- 県と連携し、鶏糞の堆肥化処理で発生するアンモニア等の悪臭の原因物を定期測定し、地域住民の理解が得られる畜産環境を目指します。
- 瑞浪市家畜衛生協会と連携して殺虫剤の散布を実施するなど、地域環境の保全に努めます。

3. 商業



(1) 商業の活性化を担う人材育成

- 商工会議所との連携を強化しながら、創業や経営改善に関する講座等の開催、小規模事業者の指導を行うなど総合的な支援を進めます。
- 融資制度の利用促進を行うとともに、創業や新たな事業展開に関する支援を行います。
- 地域資源の活用により、地域経済の活性化とともに地域課題の解決に取り組む起業家への支援を行います。
- 中心市街地のまちづくりに取り組む人材の育成について、支援を進めます。

(2) 中心市街地活性化

- 地域交流センターを活用し、交通結節点である利点を生かした活動・イベントを実施します。
- 中心市街地を会場にした美濃源氏七夕まつり等、各種イベントの開催を支援し、にぎわいのあるまちづくりを進めます。
- 徒歩圏内にまちとしての機能が集約している中心市街地の利点を生かして、魅力的な拠点づくりのための事業を検討します。

(3) 魅力ある商店づくり

- 魅力ある個店整備の推進やサービスの展開を支援し、空き店舗の利活用を促進します。
- ロードサイドや周辺地域での商業振興、高齢者等の買い物弱者対策を進めていきます。
- 大型店と小規模商店の連携による市内消費の拡大を支援します。
- 地場産品の特産品化及び販売促進について、地域の飲食店等とともに連携して進めます。

4. 工業



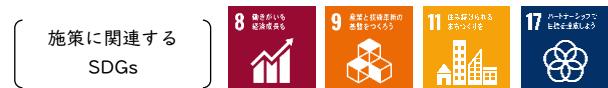
(1) 地場産業の活性化

- みずなみ焼ブランドの販路拡大に向けた支援を継続するとともに、商工会議所とも連携し、市内で生産される様々な製品の開発・販路開拓を支援します。
- 産業振興センターをものづくりの拠点として活用し、地場産業の情報発信機能を確保します。
- 陶磁器にふれる機会を提供し、デザイン等の楽しさを広め、陶磁器産業の人材確保に向けた裾野を広げます。

(2) 新たな産業の創出及び複合型産業への転換

- 新しい事業に取り組む意欲的な事業者を支援し、育成します。
- リニア中央新幹線の開通を見込み、企業誘致のための用地を確保し、様々な制度による企業誘致に取り組みます。
- 企業誘致のための情報発信や相談、制度案内等の支援を行い、企業が進出しやすい環境づくりに努めます。

5. 観光



(1) 観光情報の発信

- 観光協会と連携し、魅力あるパンフレットを作成・配付するとともに、SNS等の多様な情報通信手段を活用した効率的な情報発信を行い、交流人口の拡大を目指します。
- リニア中央新幹線開通に向けた観光情報の発信について、県や東美濃地域との広域連携により積極的に推進します。

(2) 観光資源の魅力向上

- 自然・歴史・文化・地場産業等、市内の観光資源の魅力をさらに高めるための支援や整備を推進し、地域住民や事業者とともにエリア全体の観光資源づくりに取り組みます。
- 体験型観光の推進に向けた面的整備を進めながら、地域資源の魅力向上に努めます。さらに、市内を周遊できる観光交通の整備を行い、内外にその魅力を発信していきます。
- 市内 13箇所のゴルフ場を活用した観光施策を推進します。また、ゴルフ客の市内観光施設（「ちゃわん屋みずなみ」や「きなあた瑞浪」等）への誘客を図ります。
- 観光ボランティア等の活動支援を行うとともに、人材確保に向けた取組を進めることにより、観光客を迎える環境の充実を図ります。また、市観光協会の自主運営を目指した支援を推進します。
- 地域の魅力が反映された特産品の開発に向けて、地域との協働による検討機会を設けるなど、よりよい方策の模索に取り組みます。

(3) 地域資源を生かした観光連携

- 点在する地域資源を連携させた市内観光ルートの設定等、競争力のある新たな観光ルートづくりを推進します。
- リニア中央新幹線の開通に向け、「岐阜県リニア中央新幹線活用戦略」のもと、東美濃地域との広域連携を進めながら、それぞれの地域が持つ観光資源を活用し、魅力ある観光エリアづくりに取り組みます。
- 中山道ウォーキング事業等、中山道を活用した観光連携イベント等を積極的に推進します。
- 新丸山ダム建設の事業展開を踏まえ、2市2町を含む新丸山ダム水源地域協議会が定める「新丸山ダム周辺地域振興ビジョン」に基づき、様々な主体と横断的に連携して周辺地域の魅力を高めるべく、地域振興を進めます。

6. 市民生活



(1) 市民相談体制の充実

- 市の広報紙やホームページ等様々な媒体を活用し、各種相談事業の周知を図ります。また、様々な悩みを抱えている人への声かけの必要性を啓発するとともに、市民が気軽に相談できる環境づくりを進めます。
- 人権擁護委員による「人権・こまりごと相談」や、行政相談委員による行政相談等、外部団体による相談支援の充実に努めます。
- 関係機関との連携強化により、複雑多様化する様々な問題に対応できる相談体制の整備・充実を図ります。

(2) 消費者の保護

- 消費生活相談のさらなる充実を図るとともに、消費生活専門相談員の巡回相談の周知に努めます。
- 市の広報紙やホームページ等様々な媒体を活用し、消費生活に関する情報提供や消費者教育に努めます。
- 警察、福祉関係機関、市等で構成する消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）による見守りの強化に努めます。
- 幅広い年齢層の市民を対象に消費生活講座を開催し、消費者トラブルに巻き込まれない知識を持った市民の育成に努めます。

(3) 雇用対策の充実

- 市民の生活の安定と福祉の向上を図るため、事業者や求職者への情報提供を積極的に行います。また、多様化する雇用や働き方についてのニーズに応じた情報発信に努めます。
- 市内企業による合同企業説明会の開催・企業ガイドブックの作成等、市内企業と求職者のマッチングを行い、地元での就業促進及び職場定着を図ります。
- 仕事と育児・介護の両立などワークライフバランスを推進します。

第5章 持続可能なまちづくり

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 循環型社会 | 2. 環境保全・エネルギー |
| 3. 道路・河川 | 4. 上下水道 |
| 5. 公共交通 | 6. 消防・防災 |
| 7. 防犯・交通安全 | 8. 行財政運営 |

◇方針（コンセプト）

環境問題や省エネルギー・新エネルギーへの取組を強化しつつ、しなやかで強靭な都市基盤と利便性の高い公共交通の構築を進めます。また、本市での安全・安心な暮らしが続けられるよう、自助・共助・公助の連携による防災・防犯体制の強化を図るとともに、質の高い行財政運営を進めるため行政改革に取り組むなど、“持続可能なまちづくり”を推進します。

◇課題・方向性

- ・脱炭素社会の実現に向けた積極的な取組が必要です。
- ・近年相次ぐゲリラ豪雨等に対応するため、インフラを適切に維持・管理し、災害に強い都市基盤の整備が必要となります。
- ・少子化等による需要の減少等、公共交通の維持が難しくなっていますが、高齢化の進展により今後さらに公共交通の重要性が高まるため、ニーズを踏まえた見直しが必要です。
- ・住民主体で災害対応ができる強いまちづくりを推進することが必要です。
- ・地域ぐるみで行われる防犯・交通安全対策を推進することが必要です。
- ・DXの推進や民間活力の活用、広域連携に積極的に取り組むことで健全な運営かつ住民サービスの向上を進めることが重要です。
- ・老朽化する施設の維持管理については、適切に管理し、更新にあたっては広域化・複合化等を視野に入れ、検討を進める必要があります。
- ・持続可能な都市構造とするため、居住や都市機能の誘導により、中心部だけでなく、周辺地域でも暮らし続けることができるまちづくりを行う必要があります。

◇目標指標

	基準値 (令和5(2023)年度)	中間値 (令和10(2028)年度)	目標値 (令和15(2033)年度末)
瑞浪市は住みよいところだと思う市民の割合	●●	●●	●●
瑞浪市の現状について不満を感じていない市民の割合	●●	●●	●●
経常収支比率	●●	●●	●●

I. 循環型社會

(施策に関連する SDGs)		9 ほたる・拓殖不動産 株式会社	11 ほたる・拓殖不動産 株式会社	12 つくる責任 つかう責任	13 自然や文化に對 象的影響を控え る責任	17 パートナーシップ で目標を達成しま ょ
---	--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--	--

(1) ごみ処理施設の適切な運営

- 可燃物焼却施設及び不燃物最終処分場を適切に管理・運営し、ごみを安定的かつ安全に処理します。
 - 施設の長寿命化を図るために計画的な施設整備を行い、経済的かつ効率的なごみ行政を推進します。
 - 分別等によりごみ処理施設でのごみ処理量を削減します。

(2) ごみ処理施設の整備

- 可燃物焼却施設等の更新について、広域化を含めて検討します。

(3) 4R の推進

- ごみ処理と資源化の方法や経路について市民へ周知するなど、分別についての啓発を行うとともに、ごみの分別ルールの徹底を図ります。
 - 市民一人ひとりの自主的かつ積極的な取組が広がるよう、子どもから大人までがごみの減量に対する意識を高められるよう啓発活動を推進します。
 - リサイクル製品の購入、マイバッグの利用をはじめ、リフューズ（Refuse：断る）、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の4R活動に対する啓発を推進します。

2. 環境保全・エネルギー



(1) 環境学習の機会と情報提供の充実

- 「環境フェアみずなみ」の開催等、地域住民の環境に対する意識向上や SDGs を含めた理解促進を図ります。
- 小中学校等における環境学習を実施し、環境意識の向上を図ります。

(2) 脱炭素社会の推進

- 瑞浪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づき各種施策を実施し、令和 32（2050）年のカーボンニュートラルに向けて、二酸化炭素の排出量削減に努めます。
- 再生可能エネルギーの利用を積極的に支援するとともに、普及啓発に努めます。

(3) 生活環境の保全

- 水質・騒音等の環境調査・監視を行い、暮らしやすい環境を目指します。
- 不法投棄防止のため、自治会等と連携し、地域と協働した監視体制の強化を図ります。
- 市内のパトロールを行うことで、不法投棄の防止を図ります。
- 地域の生態系を保全するため、特定外来生物の防除を推進します。

3. 道路・河川



(1) 幹線道路・生活道路の整備

- 国・県と協力体制を構築し、瑞浪恵那道路（国道19号）及び五月橋架け替えを含む新丸山ダム付替県道大西瑞浪線の事業の推進を図ります。
- 「道の駅」整備に向けて取り組みます。
- 県と連携し、土岐橋の架け替え及び周辺道路の整備を推進します。
- 市民の安全・安心の確保のための生活道路の維持・保全に努めるとともに、地域の関係者と連携し、道路網整備を推進します。
- 行政と民間が連携しデジタル技術を取り入れることで業務の効率化を図るため、建設DXを推進します。

(2) 防災や安全に配慮した道路整備

- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の修繕を行い、通行の安全確保に取り組みます。
- 通学路の安全点検によって危険箇所の解消を行うなど、安全な歩行空間の整備に努めます。
- 高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人にやさしい、ユニバーサルデザインに配慮した道路環境を整備します。

(3) 地域との協働による道路の維持管理

- 地域だけでなく企業等の民間団体にも里親制度をPRし、参加団体数の増加に取り組むことで、市民と協力して道路の維持管理を行います。
- 区長会等の地域団体と行政が情報共有を図ることで互いの役割を理解し、協力して道路の維持管理に取り組みます。
- 維持管理の軽減に向けた道路づくりを進めます。

(4) 安全な河川と自然豊かな水辺環境の保全

- 集中豪雨等に伴う浸水被害を防ぐため、県との連携体制を強化し、河川改修工事の整備促進を図ります。
- 甚大な被害が発生または発生のおそれのある普通河川において対策を進めます。
- 環境に配慮した河川工事を行い、自然豊かな水辺環境の保全に努めます。

4. 上下水道



(1) 水道水の安定供給

- 老朽化した水道管やポンプ設備等の施設の更新を計画的に進めます。
- 医療施設、指定避難所等の重要給水施設への水道管の耐震化を優先的に行い、震災時の飲料水確保を図ります。
- 効率的な漏水調査を実施し、大規模な漏水を未然に防ぐよう努めます。

(2) 下水道施設の計画的な更新

- ストックマネジメント計画に基づき、管路施設の長寿命化や浄化センター及び中継ポンプ場の改築を計画的に進めます。
- マンホールからの溢水や浄化センターの浄化能力低下の原因となる降雨時の不明水調査を実施し、原因の特定と必要な修繕を行います。

(3) 計画的な水洗化の促進

- 公共下水道及び農業集落排水施設への接続と、それ以外の区域では合併処理浄化槽への転換を積極的に推進し、市内全域の水洗化を目指します。
- 合併処理浄化槽への転換については、設置費に加え、既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽の撤去工事や宅内配管工事に要する費用を補助することで推進を図ります。

(4) 経営の健全化

- アセットマネジメント（水道）、ストックマネジメント（下水道）の実施により精度の高い投資計画を作成し、経営戦略プランのフォローアップを行います。
- 既存の上下水道施設について、老朽化施設の長寿命化や更新のみならず、人口減少を踏まえた統廃合や合理化についての検討を進めます。
- 県が中心となり進める水道事業及び汚水処理事業の広域化・共同化について、関係各所と連携し取り組みます。

5. 公共交通



(1) 総合的な公共交通体系の構築

- 交通分野におけるDXを念頭に置きながら、地域の交通資源を最大限に活用した、利用者ニーズに応じた公共交通体系の整備に、計画的に取り組みます。
- 公共交通機関の利用を促進するなど、自家用車がなくても気軽に移動できるまちづくりを地域とともに推進します。

(2) 利便性の高いコミュニティバスの運行

- 利用者負担やニーズを踏まえた持続可能で利用しやすいコミュニティバスの運行を維持します。
- わかりやすい時刻表や路線図の表示に努め、親しまれるコミュニティバスを目指します。

6. 消防・防災



(1) 危機管理体制の強化

- 情報発信・情報伝達手段を強化し、迅速かつ正確な情報を市民に提供できる体制を構築します。また、絆メール等の周知活動を実施し、登録者数の拡大を図ります。
- 防災倉庫を整備・管理するとともに、災害等における課題を踏まえた防災備蓄品を充実させることにより、防災拠点施設や避難所の機能向上を図ります。
- 地方公共団体や民間事業者、関係機関との間で災害時応援協定を締結し、災害発生時における人的・物的支援等の体制強化を図ります。

(2) 地域防災力の向上

- 防災リーダー・防災士等の人材育成による地域防災力のさらなる強化を図ります。また、みずなみ防災会、自主防災組織等と連携して、育成した人材の活動体制を整備します。
- 自治会、まちづくり推進組織、みずなみ防災会、防災機関等との連携を強化し、自主防災組織の育成及び女性・要配慮者の視点を取り入れた支援体制の整備を進めます。
- 自治会、自主防災組織等を対象とした小規模単位の防災訓練や避難計画の策定等を進め、災害に対する正しい知識の普及・啓発、防災・減災意識の向上を図ります。さらに、SNSを積極的に活用した防災知識の普及に努め、災害時の自助・共助能力の向上を図ります。

(3) 消防体制の充実

- 消防団員を確保するため、市民等の理解・協力を得て入団促進と待遇改善に努めます。また、女性・学生の入団促進、災害支援団員制度の充実等、新たな消防団体制を構築します。
- 地域防災の要である消防団の組織力向上のため、消防団の拠点施設をはじめ消防車両・小型動力ポンプ等各種資機材の計画的な更新と装備の強化を図ります。
- 多様化・激甚化する災害等の対応に備え、消防・救急車等の車両及び各種資機材の装備充実に努めます。また、非常時における水利を確保するため、消火栓・防火水槽の計画的な整備を進めます。さらに、消防庁舎の整備に取り組み、機能強化を図ります。
- 大規模化、複雑多様化する災害における初動体制の強化と現場活動要員の増強、高度化及び専門化する各種業務に適切に対応するため、消防通信指令業務の共同運用を契機に東濃地域消防機能広域化事業の拡大に取り組むなど、さらなる消防の広域連携・協力の強化を推進します。

(4) 救命率の向上

- 救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が救命率に大きく寄与することから、各種救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発を推進します。
- 救急救命士を含む救急隊員に対して、恒常的な教育訓練による応急処置等の質を向上させるとともに救急救命士の処置範囲の拡大を図るなど、救急業務の高度化に対応します。
- ドクターヘリコプター等との連携によって、医師による迅速な救命処置が受けられるなど、傷病者の状態に即した救急活動を継続実施するとともに、救急車の適正利用を啓発します。

7. 防犯・交通安全



(1) 地域ぐるみの防犯活動の推進

- 社会潮流に対応した防犯意識の普及・啓発活動を進めることにより、市民の意識向上を図ります。また、市内の防犯活動がスムーズに行われるよう、瑞浪市防犯推進の会が実施する青色防犯パトロール講習会の開催等を支援します。
- 青色防犯パトロール車両の整備等、地域住民が安心して防犯活動を実施できる環境整備を進めます。

(2) 防犯設備の整備

- LED防犯灯の設置を促進し、安全・安心なまちづくりを推進します。
- 絆メール等により、犯罪や不審者情報等の防犯情報を迅速に発信します。また、絆メール等の周知活動を実施し、登録者数の拡大を図ります。

(3) 地域の交通安全対策

- 危険箇所等の情報を市民と行政が共有し、カーブミラー、区画線、カラー舗装等の交通安全施設の整備を推進します。
- 幼児、児童、高齢者等を対象とした交通安全教室、高齢者の世帯訪問、運転免許証自主返納の促進等、交通安全啓発活動を推進します。
- 地域住民・交通安全協会と連携した街頭指導を実施することにより、小中学生の登下校時の安全を確保します。

8. 行財政運営



(1) 協働による行政運営

- 行政と市民、市民同士の協働のまちづくりのため、自治会やまちづくり推進組織等と連携した事業を実施するとともに、市民活動団体が行う活動を支援するなど、多様な活動を展開します。
- 指定管理者制度を推進するなど、効率的で効果的な行政運営に努めるとともに、満足度の高いサービスの提供に努めます。
- 各種媒体の特徴を生かしながら、的確な行政情報の提供を行うとともに、市民との情報の共有化を積極的に推進します。
- 多様化する市民ニーズや意見を把握するため、市政直行便やパブリックコメント制度の活用を推進するなど、広聴活動の充実を図ります。

(2) 簡素で効率的な行政運営

- 効率的・効果的であると認められる場合、業務を民間事業者に委託することで民間のノウハウを活用します。
- 計画的かつ効率的な行政事務の執行に向けて、それぞれの施策に位置づけられる重要な計画や事業の進行管理を適切に行います。
- 政策・施策・事務事業に対応し、かつ市民に分かりやすい組織編成に努めます。
- DX、マニュアル化を推進し、業務の効率化・市民サービスの向上・安定を図ります。
- あらゆる分野において、常に事務事業の見直し・効率化に取り組み、経費の縮減に努めます。
- 行政評価について、市民に分かりやすく成果を伝えられるよう、改善に取り組みます。
- 近隣自治体との連携を推進することで効率的な行政運営を図り、住民サービスの向上と行政コストの削減に努めます。

(3) 持続可能な行政運営

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の機能の見直しや再編等を行い、既存施設の有効活用を図るとともに、施設の長寿命化に努めます。また、指定管理者制度や業務の民間委託のほか、PPP/PFI等の手法を有効的に導入することで、効率的で効果的な行政運営に努め、住民サービスの向上を図ります。
- 中長期的な視野で、将来にわたる財政運営の状況を把握し、財政の健全化に向けた計画的な取組を推進します。

- 市税等の適正かつ公平な課税と徴収を行いつつ、納付手段の拡大を図るなど徴収率のさらなる向上に努めます。また、ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度を積極的に活用するなど、自主財源の確保に努めます。
- 市のホームページへのバナー広告を募集したり、有料広告の募集や未利用地等の処分等、新たな自主財源の確保に取り組みます。
- 指定管理や業務委託、広域行政の推進及び事務事業の見直し等、効率的な行政運営を継続しながら、市の現状や将来の行政課題を考慮した安定的な組織運営を確保するため、職員数の適正化を図ります。
- 社会情勢の変化に柔軟に対応し、満足度の高い行政サービスを提供するため、職員に多様な研修機会を与えながら、政策形成能力の向上を図ります。また、職員の業績や能力、勤務態度等を正しく評価することにより、公務能率の向上を図ります。さらに、任期付職員や再任用制度を活用し、知識や経験の豊かな職員を確保しつつ、若手職員の育成に努めます。

資料編

I. 瑞浪市総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の実現に向け、基本となる施策とその目標を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に位置付けられた施策を具体化する個別の事業をその財源とともに示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想及び基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ、瑞浪市総合計画審議会設置条例（昭和42年条例第22号）第1条に規定する瑞浪市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(実施計画の策定)

第5条 市長は、基本構想及び基本計画に基づき、実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 瑞浪市総合計画審議会

I. 委員名簿

() は令和4年度委員
(敬称略・順不同)

分類	団体名／(あれば)各団体での役職	委員名
教育委員会委員	瑞浪市教育委員会／委員	鈴木 圭子
農業委員会委員	瑞浪市農業委員会／職務代理	大山 理晴
産業・経済団体の代表	瑞浪商工会議所／専務理事	小島 博和
	瑞浪市金融協会／幹事	滝本 一司 (渡辺 隆夫)
公共的団体の代表	瑞浪市連合自治会／副会長 (副会長)	早瀬 邦夫 (水野 勝人)
	瑞浪市まちづくり推進協議会連絡会／会計	勝股 清治
	瑞浪市社会福祉協議会／統括主任兼児童館長	安藤 八重子
	瑞浪市ボランティア連絡協議会／会長	山口 富子
	瑞浪市民生委員・児童委員協議会／理事	中林 京子 (井貝 順子)
	瑞浪青年会議所／まちの未来提言委員会委員長 (輝く未来創造委員会委員)	岩島 敬 (福永 泰子)
	瑞浪市男女共同参画社会推進会議	中山 千鶴
	瑞浪市PTA連合会／会長(R4)、顧問(R5)	小池 誠
	瑞浪更生保護女性の会／会長	林 一子
	瑞浪市青少年育成市民会議／理事	萩尾 英明
	瑞浪市観光協会／事務局長	稻垣 昌克
	みずなみ防災会／副代表	土屋 誠治
	瑞浪市長寿クラブ連合会／会長	熊澤 清和
学識経験者	中京学院大学／経営学部経営学科 教授 (准教授)	林 雪華 (古田 成志)
	中部大学／経営情報学部経営総合学科 准教授	威知 謙豪
	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学 ／地域協学センター副センター長・准教授	大宮 康一
関係行政機関の職員	岐阜県東濃県事務所／副所長兼振興防災課長	森島 嘉人
その他市長が必要 と認める者	公募委員	東 恵理子
	公募委員	小木曾 めぐみ
	公募委員	玉川 幸枝

2. 質問書

瑞企第33号
令和4年4月28日

瑞浪市総合計画審議会会長様

瑞浪市長 水野光二

第7次瑞浪市総合計画の基本構想及び基本計画の策定について（質問）

本市では、平成25年度に、平成26年度から令和5年度までを計画期間とする第6次瑞浪市総合計画（基本構想・基本計画）を策定し、基本構想に定める将来都市像「幸せ実感都市 みずなみ～共に着らし 共に育ち 共に創る～」の実現に向け、様々な施策を展開してまいりました。

この間、地方創生の取り組みや公共施設等の老朽化対策の必要性が増し、現基本計画に位置づけている課題などにも変化が生じてきましたが、平成31年度からは後期基本計画として現行計画を見直すことで、変化に対応してきたところです。

近年でも、社会情勢の変化は著しく、特に長引くコロナ禍においては、新しい生活様式が求められるとともに、行政運営においてもICTの活用が急速に進行しています。また、環境問題や経済的格差の問題、価値観の多様化などにおいて、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組みや、カーボンニュートラルの取組みは、日々重要度を増しています。

多様化する行政需要に公平かつ公正に対応し、自立した基礎自治体を目指すためには、総合的かつ計画的な行政運営が重要です。本市では、引き続き、市民との協働による計画的な行政運営を進めるため、現行計画終了後の令和6年度を初年度とする第7次瑞浪市総合計画を策定することといたしました。

つきましては、第7次瑞浪市総合計画の基本構想及び基本計画の策定について、瑞浪市総合計画策定条例第3条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

3. 答申書

※答申書を記載します。

3. 市民参加の状況

本計画の策定にあたり、審議会や議会特別委員会、市長と語る会、各種アンケート（市民、小中学校、企業、職員）、各種ワークショップ（学生、自治会・まちづくり推進組織）、意見収集ボード等を通して、多くの幅広いご意見をいただきました。

月 日	審議会	議会特別 委員会	策定委員会等	備 考
令和4年				
4月 19日			庁議 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール（含：各種アンケート、各種ワークショップ等）について ・策定キャンペーンについて
4月 26日		第1回		<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール（含：各種アンケート、各種ワークショップ等）について ・策定キャンペーンについて
4月 28日	第1回			<ul style="list-style-type: none"> ・瑞浪市総合計画審議会会議運営規程（案）について ・全体スケジュール（含：各種アンケート、各種ワークショップ等）について
6月2日～ 6 日			庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次総合計画の進捗状況評価の実施について ・策定キャンペーンロゴの見直しについて ・ビジョンブックの作成について
6月9日			庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次総合計画の進捗状況評価の実施について ・策定キャンペーンロゴの見直しについて ・ビジョンブックの作成について
6月 20日		第2回		<ul style="list-style-type: none"> ・第6次総合計画の進捗状況評価の実施について ・策定キャンペーンロゴの見直しについて ・ビジョンブックの作成について
6月 24日	第2回			<ul style="list-style-type: none"> ・第6次総合計画の進捗状況の評価方法について ・策定キャンペーンロゴの見直しについて ・ビジョンブックの作成について
8月 24日		第3回		<ul style="list-style-type: none"> ・第6次瑞浪市総合計画進捗状況評価について ・第6次瑞浪市総合計画基本構想附帯決議に対する対応について ・第7次瑞浪市総合計画の策定に係る各種アンケート調査結果報告書について
8月 30日	第3回			<ul style="list-style-type: none"> ・第6次瑞浪市総合計画進捗状況評価について ・第6次瑞浪市総合計画基本構想附帯決議に対する対応について ・第7次瑞浪市総合計画の策定に係る各種アンケート調査結果報告書について
10月11日 ～14日			庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について ・第7次瑞浪市総合計画の策定に係る各種ワークショップ報告書について

月 日	審議会	議会特別委員会	策定委員会等	備 考
令和4年				
10月17日			庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について ・第7次瑞浪市総合計画の策定に係る各種ワークショップ報告書について
10月18日		配布		<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画の策定に係る各種ワークショップ報告書について
10月28日	第4回			<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画の策定に係る各種ワークショップ報告書について ・瑞浪市制70周年記念事業ロゴマークの審査について
11月15日			庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について ・意見収集ボードによる意見収集結果について(経過報告)
11月16日 ～25日			庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について ・意見収集ボードによる意見収集結果について(経過報告)
12月5日			庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について
12月22日	第5回			<ul style="list-style-type: none"> ・意見収集ボードによる意見収集結果について(経過報告) ・政策立案ワークショップ成果報告について ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について
12月23日		第4回		<ul style="list-style-type: none"> ・意見収集ボードによる意見収集結果について(経過報告) ・政策立案ワークショップ成果報告について ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について
令和5年				
2月7日			庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について ・ビジョンブックの構成について
2月8日～15日			庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について ・ビジョンブックの構成について
2月28日	第6回			<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について ・ビジョンブックの構成について
3月3日			庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について (含:パブリックコメントの実施について) ・第7次瑞浪市総合計画基本計画について

月 日	審議会	議会特別 委員会	策定委員会等	備 考
令和5年				
3月 13日		第5回		<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について ・第7次瑞浪市総合計画基本計画について
3月 27日	第7回			<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について (含:パブリックコメントの実施について) ・第7次瑞浪市総合計画基本計画について
3月 29日		配布		<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想パブリックコメントの実施について
5月 16日			庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回瑞浪市総合計画審議会議題に対するご意見と回答について ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について (含:パブリックコメントの結果について)
5月 25日			庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本計画についての検討
5月 29日		第6回		<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について (含:パブリックコメントの結果について)
5月 30日	第8回			<ul style="list-style-type: none"> ・第7回瑞浪市総合計画審議会議題に対するご意見と回答について ・第7次瑞浪市総合計画基本構想について (含:パブリックコメントの結果について)
6月 22日～ 28日			庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次瑞浪市総合計画基本計画について
7月 11日			庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・意見収集ボードによる意見収集結果について ・第7次瑞浪市総合計画基本計画について
7月 27日	第9回			<ul style="list-style-type: none"> ・意見収集ボードによる意見収集結果について ・第7次瑞浪市総合計画基本構想の答申について ・第7次瑞浪市総合計画基本計画について
8月 3日		第7回		<ul style="list-style-type: none"> ・意見収集ボードによる意見収集結果について ・第7次瑞浪市総合計画基本構想の答申について ・第7次瑞浪市総合計画基本計画について

I. 市長と語る会

	団体名等	開催日	場 所	参加者数(人)
令和4年度				
1	稻津地区	令和4(2022)年 6月15日	稻津公民館ホール	51
2	大湫地区	6月16日	大湫公民館講堂	39
3	陶地区	6月17日	陶公民館ホール	66
4	瑞浪(小田)地区	6月20日	正宗寺会館	44
5	明世地区	6月21日	市民体育館研修室	39
6	瑞浪(寺河戸等)地区	6月23日	文化センター講堂	39
7	土岐地区	6月24日	防災センター研修室	30
8	瑞浪(山田)地区	6月27日	産業振興センター大ホール	39
9	釜戸地区	6月30日	釜戸公民館ホール	35
10	日吉地区	7月1日	日吉公民館ホール	69
11	瑞浪青年会議所 瑞浪市PTA連合会 瑞浪市青少年育成市民会議	7月26日	産業振興センター大ホール	38
12	経済関連事業者	7月29日	瑞浪商工会議所2階ホール	10
13	中京学院大学	8月1日	中京学院大学中津川キャンパス	68
14	校長会	9月7日	市役所4階全員協議会室	12
15	瑞浪市生活学校	11月2日	総合文化センター2階研修室	7

<令和4年度各地区地域懇談会の概要>

第1部「10年、20年先の瑞浪市の姿について」

地域活性化の拠点として期待される事業等を中心に市内で行われているプロジェクトについて説明し、意見交換を行いました。

第2部「地域の課題から未来を考える」

地域が有する課題について、幅広いご意見をいただき、今後の行政運営及び各地区のまちづくりの新たな展開につなげていくことを目的に意見交換を行いました。

	団体名等	開催日	場 所	参加者数(人)
令和5年度				
今年度 実施分について掲載予定				

2. 各種アンケート

本計画の策定にあたって、本市の将来を担う小中学生を含む市民をはじめ、企業や市役所職員を対象として、まちづくりに対するご意見やご要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケートを実施しました。

■各種アンケートの調査概要

項目	市民アンケート調査	小中学校アンケート調査	企業アンケート調査(市内)	職員アンケート調査
調査対象者	市内在住の18歳以上の市民から無作為抽出した1,000人	市内小中学校に通う 小学5年生、 中学2年生	市内企業	全職員（育児休業者、病気休職者等の実質回答が困難な人を除く）
調査期間	令和4年5月20日～令和4年6月20日	令和4年6月13日～令和4年7月20日	令和4年7月13日～令和4年7月27日	令和4年5月16日～令和4年6月15日
調査方法	郵送による 配布・回収 WEB調査	タブレット端末を用いた回答方式	Google フォームによる回答方式	Logo フォームによる回答方式
配布数	1,000件	625件	—	390件
有効回答数	468件	555件	10件	342件
有効回答率	46.8%	88.8%	—	87.7%

■調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数「n」を基数とした百分率（%）で示しております。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合（総回答数を「N」として掲載）、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことと、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

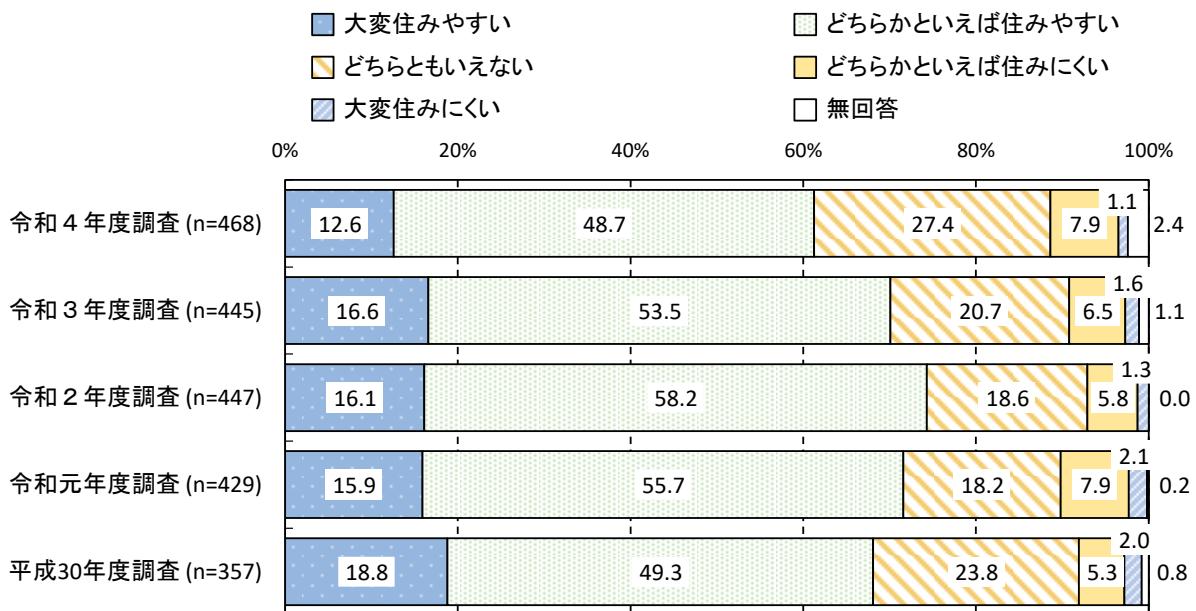
(1) 市民アンケート調査結果

① 瑞浪市の暮らしやすさや定住意向等について

総合的にみた瑞浪市の住みやすさについては、「大変住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」をあわせた“住みやすい”の割合が61.3%、「どちらともいえない」の割合が27.4%、「どちらかといえば住みにくい」と「大変住みにくい」をあわせた“住みにくい”の割合が9.0%となっています。

令和3年度調査と比較すると、「どちらともいえない」が6.7ポイント増加し、「どちらかといえば住みやすい」が4.8ポイント減少しています。

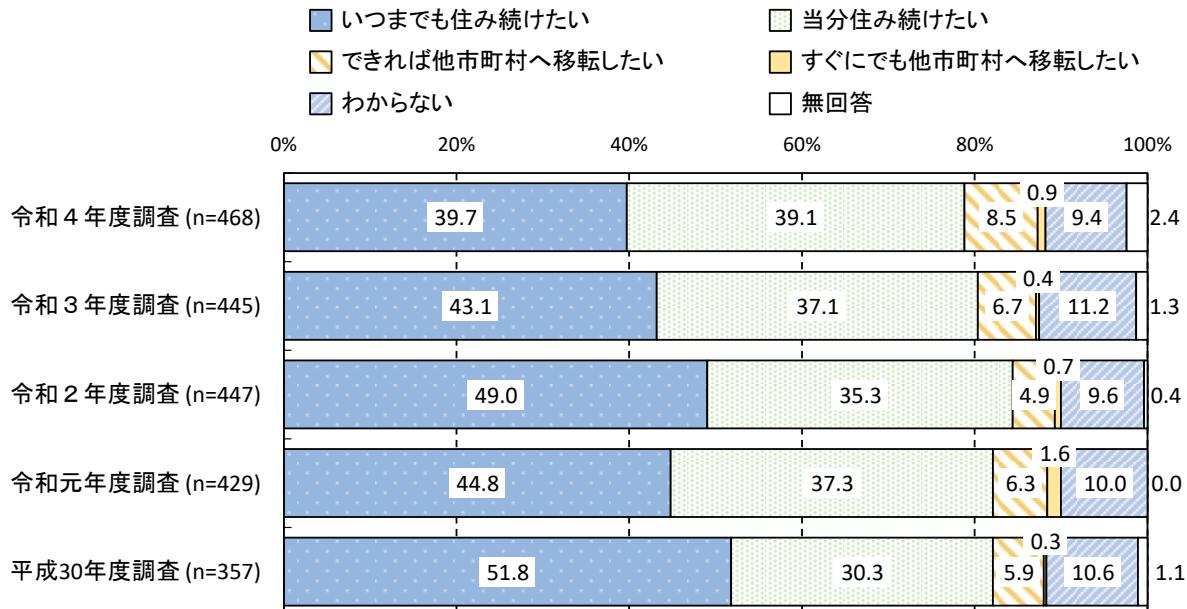
■総合的にみた瑞浪市の住みやすさ<単数回答>



本市への定住意向については、「いつまでも住み続けたい」と「当分住み続けたい」をあわせた“住み続けたい”的割合が78.8%、「できれば他市町村へ移転したい」と「すぐにでも他市町村へ移転したい」をあわせた“移転したい”的割合が9.4%となっています。

令和3年度調査と比較すると、「いつまでも住み続けたい」が3.4ポイント減少しています。

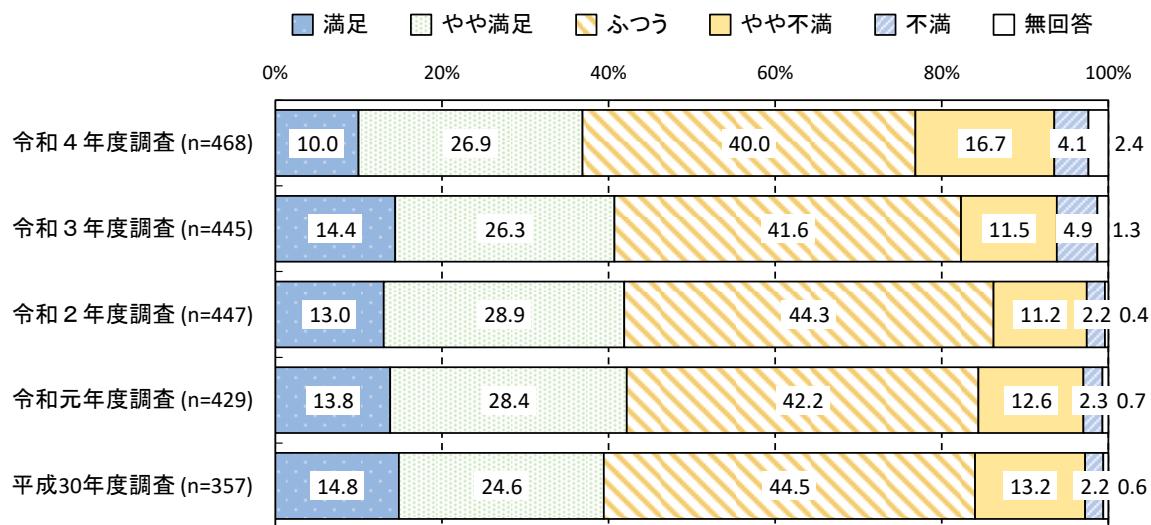
■瑞浪市への定住意向<単数回答>



本市の現状についての総合的な評価については、「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”的割合が36.9%、「ふつう」の割合が40.0%、「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”的割合が20.8%となっています。

令和3年度調査と比較すると、“不満”的が4.4ポイント増加しています。

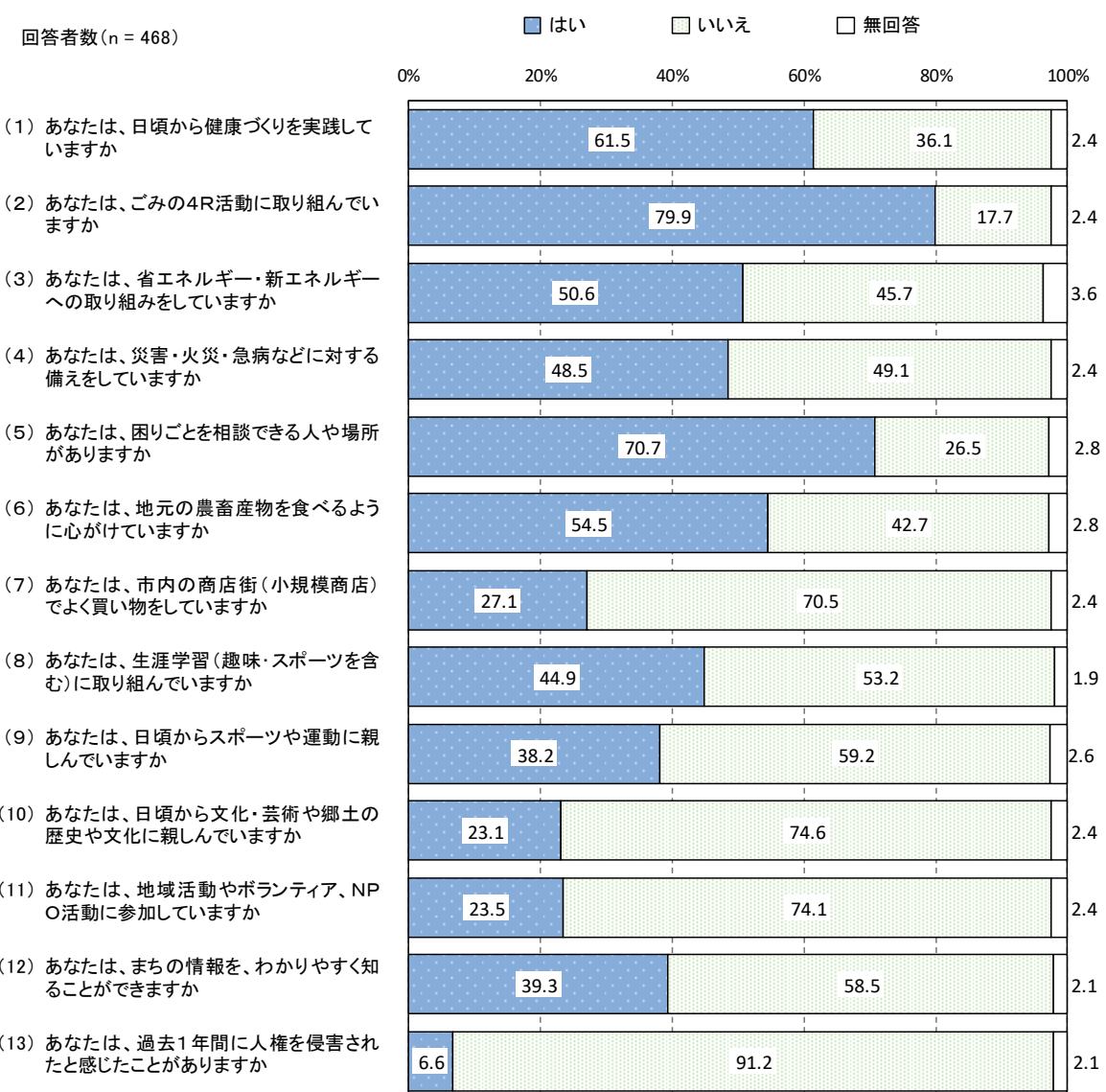
■瑞浪市の現状についての総合的な評価<単数回答>



② 暮らしの現状等について

日常生活に関する各項目の中では、「(2) あなたは、ごみの4R活動に取り組んでいますか」で「はい」の割合が79.9%と最も高く、次いで「(5) あなたは、困りごとを相談できる人や場所がありますか」が70.7%、「(1) あなたは、日頃から健康づくりを実践していますか」が61.5%となっています。また、「(13) あなたは、過去1年間に人権を侵害されたと感じたことがありますか」で「いいえ」の割合が高く、91.2%となっています。

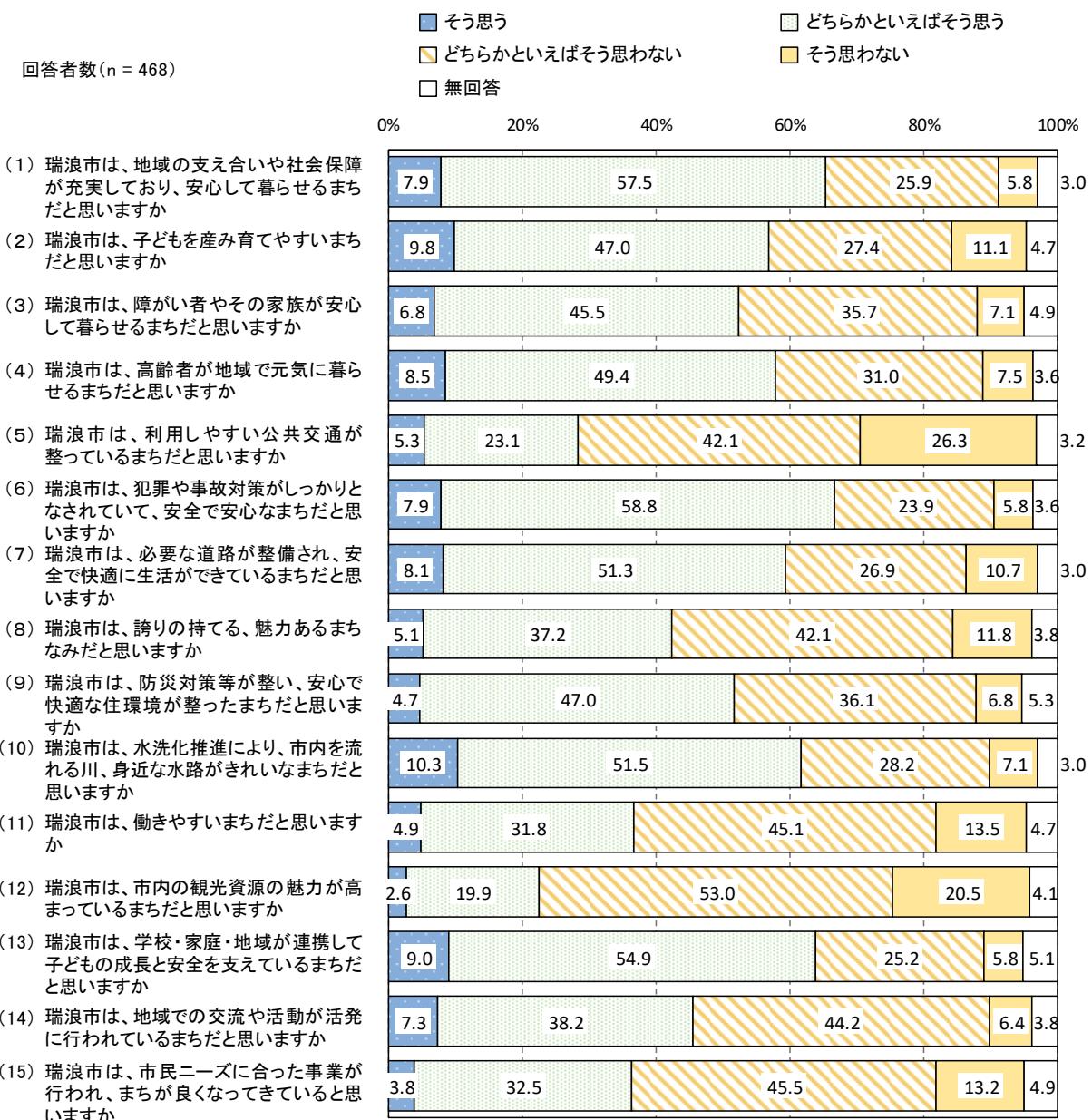
■ 日常生活における取組等について<単数回答>



③ まちづくりの現状について

「(6) 瑞浪市は、犯罪や事故対策がしっかりととなされていて、安全で安心なまちだと思いますか」が「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”的割合が66.7%と最も高く、次いで、「(1) 瑞浪市は、地域の支え合いや社会保障が充実しており、安心して暮らせるまちだと思いますか」が65.4%、「(13) 瑞浪市は、学校・家庭・地域が連携して子どもの成長と安全を支えているまちだと思いますか」が63.9%となっています。一方、「(5) 瑞浪市は、利用しやすい公共交通が整っているまちだと思いますか」、「(12) 瑞浪市は、市内の観光資源の魅力が高まっているまちだと思いますか」で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”的割合が高く、それぞれ68.4%、73.5%となっています。

■まちづくりの現状について<単数回答>



(2) 小中学生アンケート調査結果

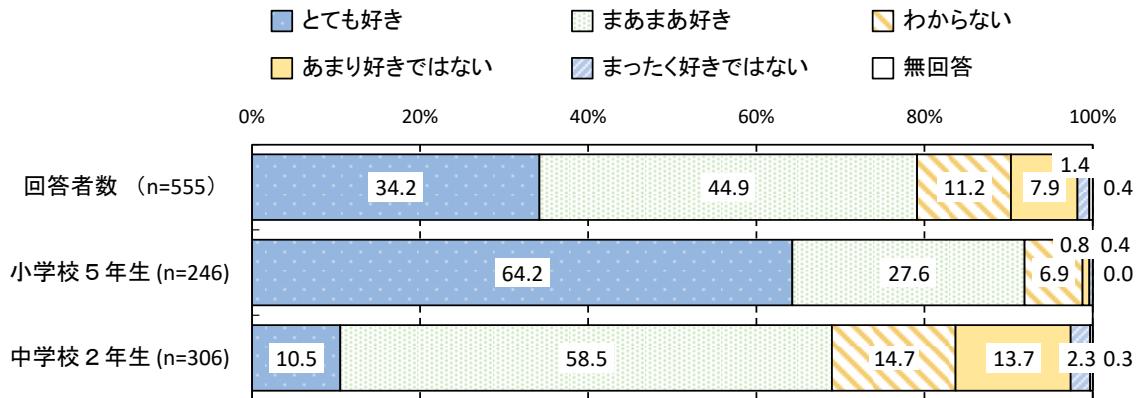
① 瑞浪市への好感度について

本市への好感度については、「まあまあ好き」の割合が44.9%と最も高く、次いで「とても好き」の割合が34.2%、「わからない」の割合が11.2%となっています。

小学校5年生では、「とても好き」の割合が64.2%と最も高く、次いで「まあまあ好き」の割合が27.6%、「わからない」の割合が6.9%となっています。

中学校2年生では、「まあまあ好き」の割合が58.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が14.7%、「あまり好きではない」の割合が13.7%となっています。

■瑞浪市への好感度<単数回答>

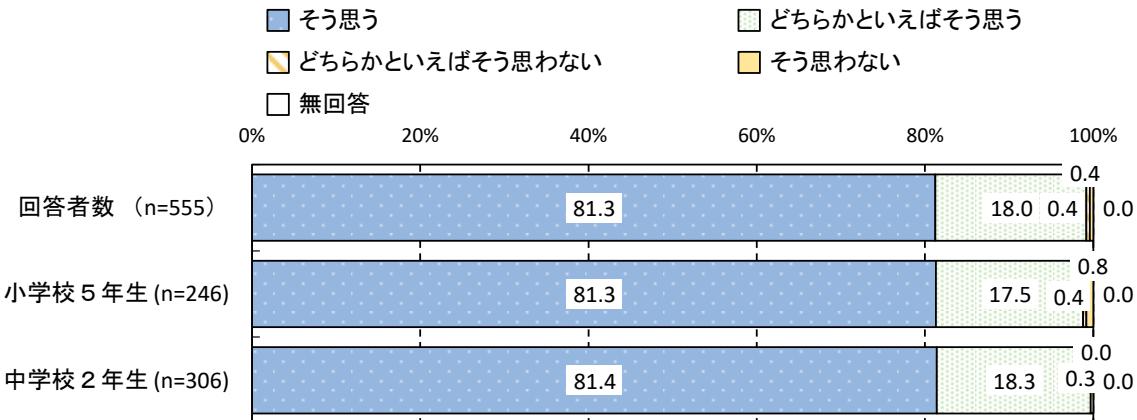


② 瑞浪市について、普段の暮らしで感じていること（上位3件）

本市について、普段の暮らしで感じていることを、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”的上位3件をピックアップしました。

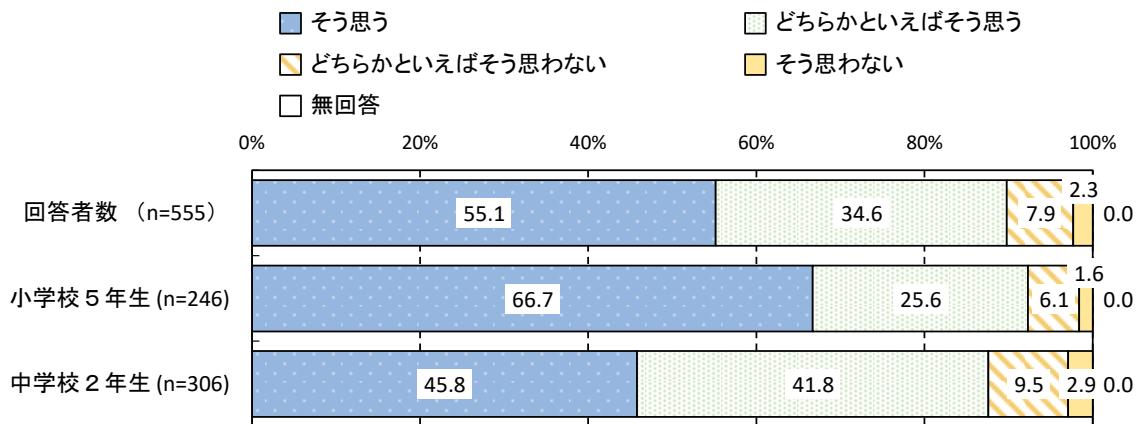
『自然が豊かである』について、“そう思う”的割合は99.3%となっています。

■自然が豊かである<単数回答>



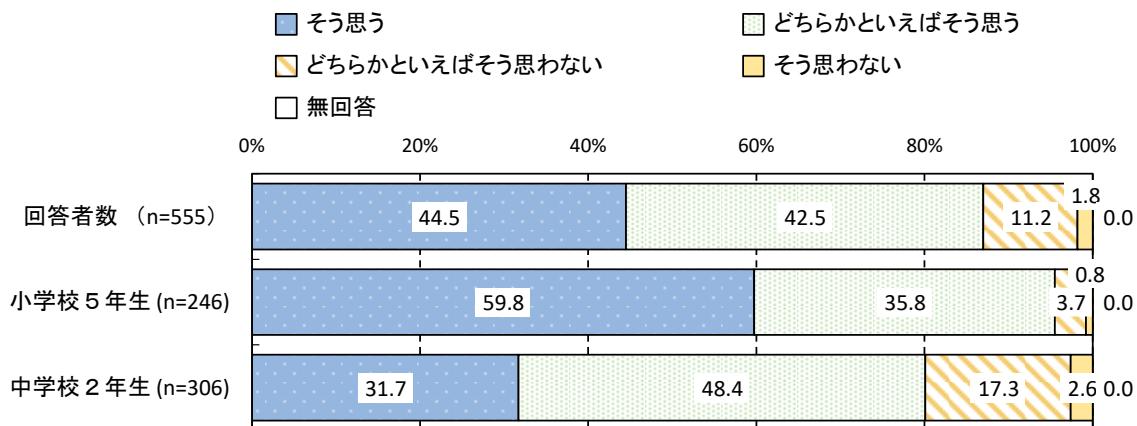
『犯罪や事故が少ない』について、“そう思う”的割合は89.7%となっています。

■ 犯罪や事故が少ない<単数回答>



『まちなみや景色がきれいである』について“そう思う”的割合は87.0%となって
います。

■ まちなみや景色がきれいである<単数回答>



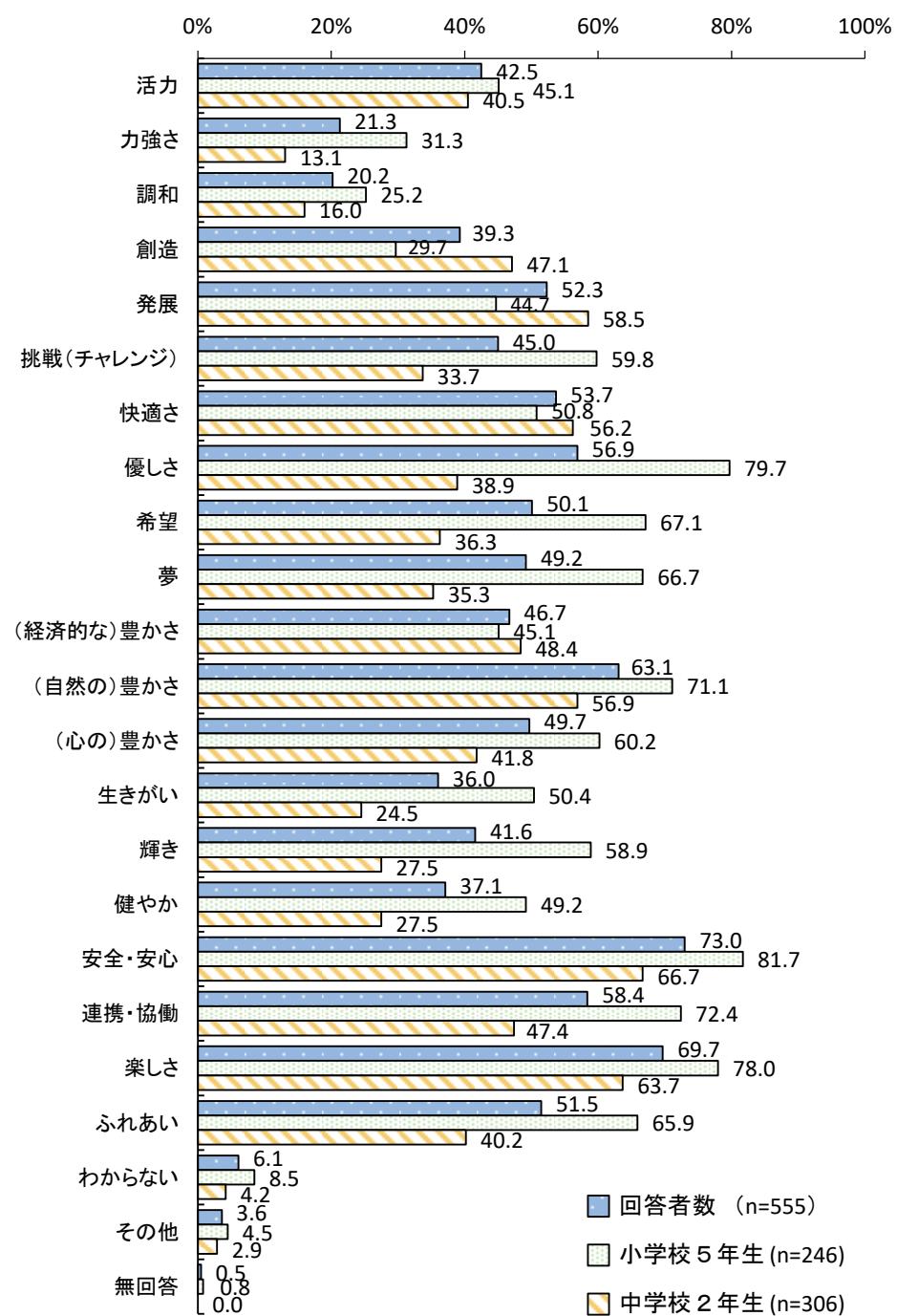
③ これからのまちづくりで重視すべき「言葉（キーワード）」

これからのまちづくりを進めていく上で重視すべき「言葉（キーワード）」については、「安全・安心」の割合が73.0%と最も高く、次いで「楽しさ」の割合が69.7%、「（自然の）豊かさ」の割合が63.1%となっています。

小学校5年生では、「安全・安心」の割合が81.7%と最も高く、次いで「優しさ」の割合が79.7%、「楽しさ」の割合が78.0%となっています。

中学校2年生では、「安全・安心」の割合が66.7%と最も高く、次いで「楽しさ」の割合が63.7%、「発展」の割合が58.5%となっています。

■ これからのまちづくりで重視すべき「言葉（キーワード）」<複数回答>

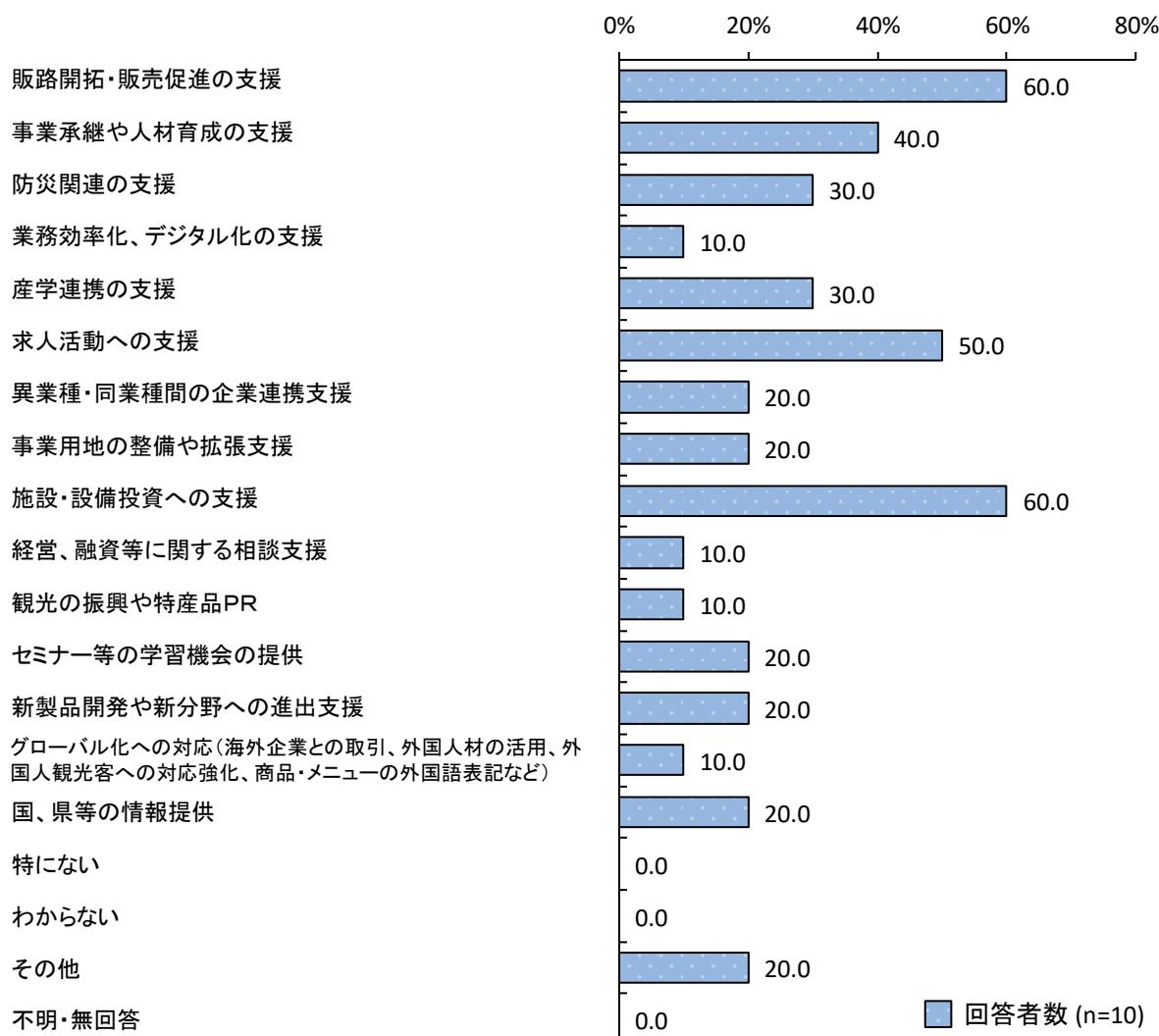


(3) 企業アンケート調査（市内）結果

① 行政に求める支援について

行政に求める支援については、「販路開拓・販売促進の支援」「施設・設備投資への支援」の割合が60.0%と最も高く並んでおり、次いで「求人活動への支援」の割合が50.0%、「事業承継や人材育成の支援」の割合が40.0%となっています。

■行政に求める支援<複数回答>



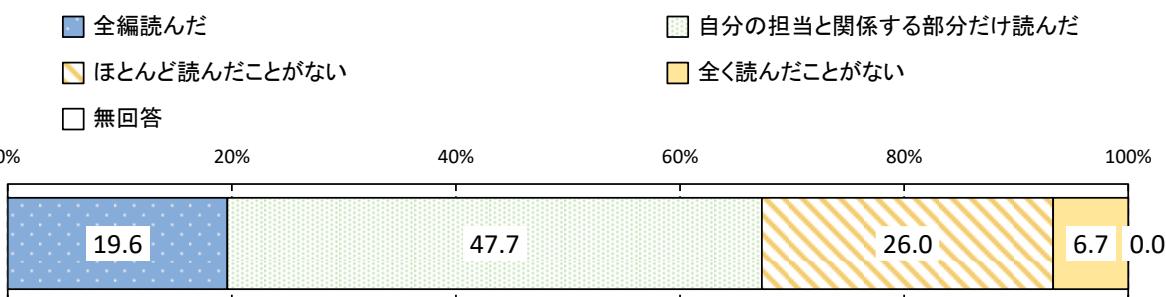
(4) 職員アンケート調査結果

① 総合計画の活用意識等について

第6次瑞浪市総合計画を読んだことがあるかについては、「自分の担当と関係する部分だけ読んだ」の割合が47.7%と最も高く、次いで「ほとんど読んだことがない」の割合が26.0%、「全編読んだ」の割合が19.6%となっています。

■ 第6次瑞浪市総合計画の既読状況<単数回答>

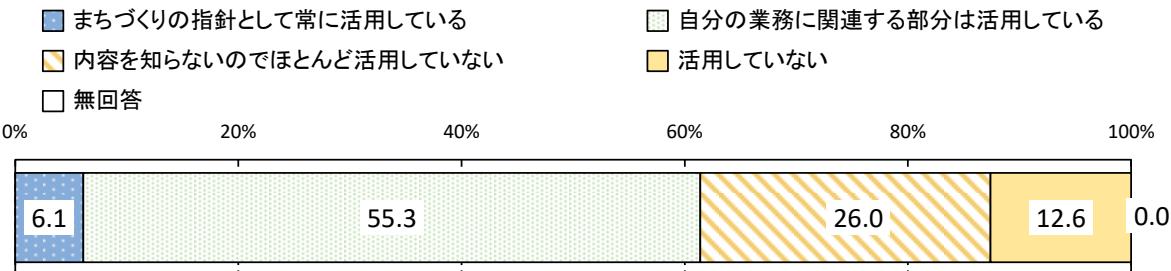
回答者数(n = 342)



第6次瑞浪市総合計画の活用状況については、「自分の業務に関連する部分は活用している」の割合が55.3%と最も高く、次いで「内容を知らないのでほとんど活用していない」の割合が26.0%、「活用していない」の割合が12.6%となっています。

■ 第6次瑞浪市総合計画の活用状況<単数回答>

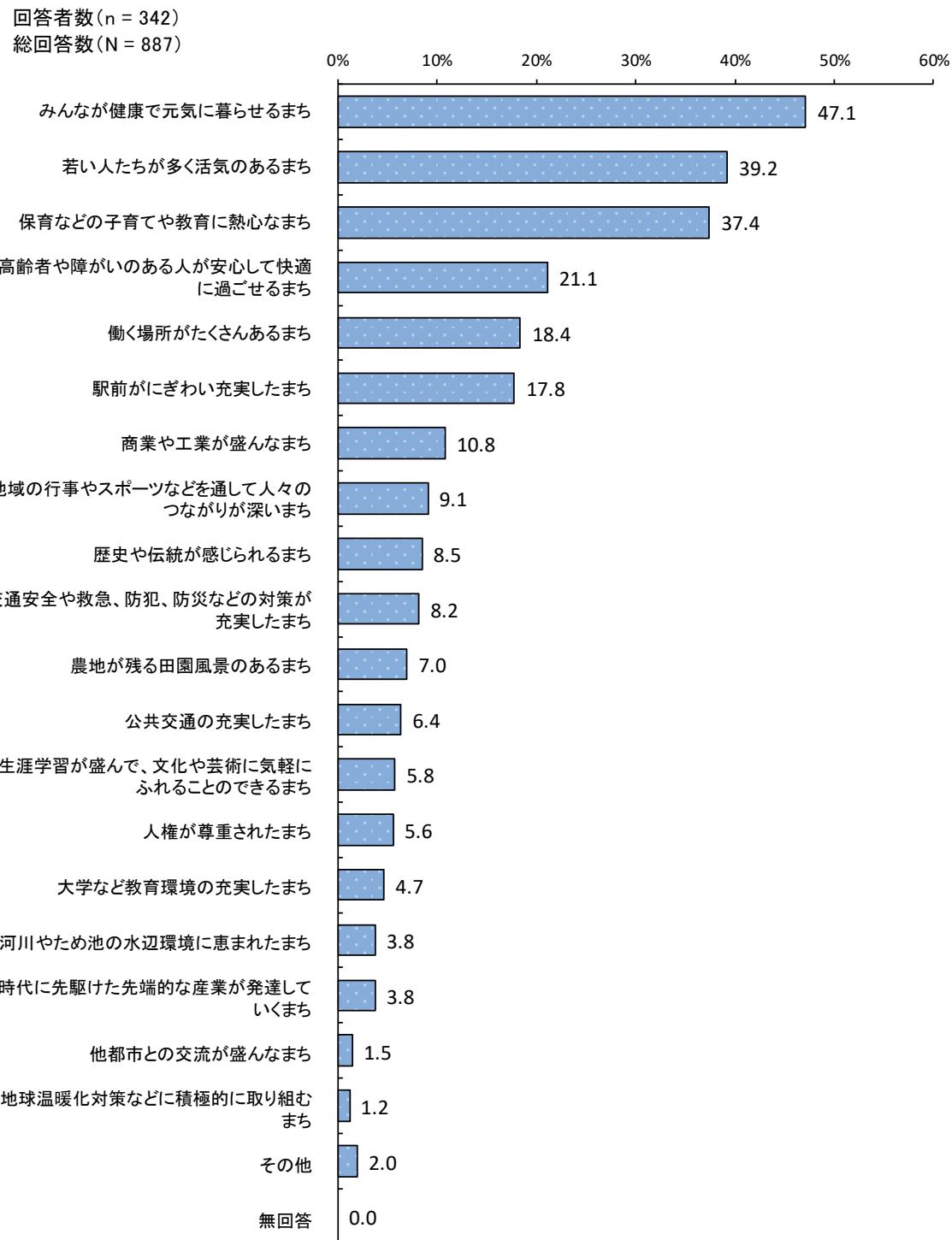
回答者数(n = 342)



② 10年後の瑞浪市の理想像としてふさわしいイメージについて

10年後の本市の理想像としてふさわしいイメージについては、「みんなが健康で元気に暮らせるまち」の割合が47.1%と最も高く、次いで「若い人たちが多く活気のあるまち」の割合が39.2%、「保育等の子育てや教育に熱心なまち」の割合が37.4%となっています。

■10年後の瑞浪市の理想像としてふさわしいイメージ<単数回答>



3. 各種ワークショップ

(1) フューチャーセッション in みずなみ（学生ワークショップ）

① 実施目的・テーマ

まちづくりにおける様々な分野について、10代・20代の学生（瑞浪高校、中京高校、麗澤瑞浪中学・高校、中京学院大学）のダイレクトな意見を把握し、計画策定の基礎資料とすること、また学生同士のまちづくりを進めるための関係構築のきっかけづくりとともに、提案発表会の実施により、まちづくりならびに総合計画策定の機運を高めるものとして実施しました。

また、「学生が語り合う “未来のまちづくり” ~居心地のいいまちに向けて~」を「フューチャーセッション in みずなみ」のテーマとして設定しました。

② 開催概要

	テーマ	内 容	参加者
第1回 令和4(2022)年 6月16日	キックオフ! 市長と語る会	瑞浪市における、これまでのまちづくりと、これからまちづくりについて、市長の思いを伝えるとともに、意見交換を行う。	24人
第2回 7月1日	瑞浪市の「強み」と「弱み」について語り合い、 10年後の、理想の瑞浪市を描いてみよう!	瑞浪市のまちづくりにおけるそれぞれの分野について、「強み」や「弱み」について意見交換を行うとともに、10年後の理想とする瑞浪市の姿・将来像について検討する。	23人
第3回 7月8日	理想とする瑞浪市の10年後に向けて、必要な取組のアイデアを出し合おう!	第2回で検討した、それぞれのまちづくり分野における将来像を実現するために必要な取組についてのアイデアを検討し、発表に向けた取りまとめを行う。	19人
発表会 7月26日	会議の提案発表会をしよう!	全3回分の意見交換を踏まえ、それぞれのまちづくり分野における10年後の理想とする瑞浪市を描くとともに、それに向けた取組の内容を発表する。それぞれのチームの提案の発表会を実施する。	23人



(2) フューチャーセッション in みずなみ（中京学院大学編）

① 実施目的・テーマ

まちづくりにおける様々な分野について、10代・20代の学生のダイレクトな意見を把握し、計画策定の基礎資料とすること、また学生同士のまちづくりを進めるための関係構築のきっかけづくりとともに、発表会の実施により、学習の総括に資する方向も含めながら実施しました。

また、中京学院大学編でも「学生が語り合う “未来のまちづくり” ~居心地のいいまちに向けて~」を「フューチャーセッション in みずなみ」のテーマとして設定しました。

② 開催概要

	テーマ	内 容	参加者
第1回 令和4(2022)年 6月29日	総合計画と瑞浪市のまちづくりについて語り合おう!	総合計画と、瑞浪市におけるこれからのまちづくりについて学びつつ、瑞浪市の強み(期待すること、自慢、誇り)や、弱み(改善すること、課題、伸びしろ)について意見交換を行う。	10人
第2回 7月20日	(第1回の)検討内容・学習内容を深めよう!	第1回の検討内容を踏まえ、瑞浪市の将来像(キャッチコピー)を検討する。また、瑞浪市における分野ごとの取組について調べつつ、将来像の実現に向けてどのような取組が必要か、各分野の立ち位置を踏まえて検討する。	12人※
第3回 7月27日	瑞浪市の将来像について発表しよう!	第2回で検討した瑞浪市の将来像とともに、それを実現するために必要な取組についてのアイデアを改めて検討し、発表に向けて取りまとめる。そしてグループごとに発表を行う。	9人

※うち3名はWEBによる参加。



(3) みずなみ“未来”カフェ（自治会・まちづくり推進組織ワークショップ）

① 実施目的・テーマ

第6次瑞浪市総合計画に位置づけた「市民ワークショップからの提案」、ならびに「フューチャーセッション in みずなみ（学生ワークショップ）」といった若者意見を踏まえて意見交換を進め、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。また、今後のまちづくり人材の育成や、協働に向けた関係構築をも視野に入れて実施しました。

テーマとしては「“未来のまちづくり”を語り合おう～新たな時代のまちづくりに向けて～」を設定しました。

② 開催概要

	テーマ	内 容	参加者 合計
第1回 令和4(2022)年 8月29日～ 9月7日	地域の強み・弱みを 語り合おう！	第6次総合計画に位置付けた市民ワークショップの結果や、フューチャーセッション in みずなみ（学生ワークショップ）の意見を振り返りながら、改めて瑞浪市や地域の「強み」「弱み」「取組」といった現状について意見交換を進めて現状を把握する。	149人
第2回 9月20日～9月 28日	地域の将来像と、実現 に向けて必要な取組を 語り合おう！	第1回の結果を踏まえ、あるべき地域の将来像とともに、その実現に向けて必要な取組を検討する。また、第3回の合同発表会に向けた準備を進める。	126人
第3回 10月5日	合同発表会	全2回の意見交換を踏まえ、それぞれの地域の“未来のすがた”とともに、それに向けた取組内容を発表する。	31人



4. 意見収集ボード

1 実施概要

市内の公共施設10箇所にボードを設置し、「あなた」が望む10年後の「瑞浪市」に関する意見を収集しました。

2 実施場所

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| ○瑞浪市役所本庁舎 | ○日吉コミュニティーセンター | ○釜戸コミュニティーセンター |
| ○大湫コミュニティーセンター | ○陶コミュニティーセンター | ○稻津コミュニティーセンター |
| ○瑞浪市中央公民館 | ○瑞浪市民図書館 | ○瑞浪市化石博物館 |
| ○瑞浪市民体育館 | | |

3 実施期間

令和4(2022)年6月24日(金)から令和5(2023)年3月31日(金)まで

※いただいた意見等は、基本構想、基本計画に反映するための基礎資料とする。

4 意見数

合計意見数…886

施設別意見数内訳

本庁舎	日吉コミ	釜戸コミ	大湫コミ	陶コミ	稻津コミ	中央公民館	図書館	化石博物館	市民体育館
172	25	42	51	8	132	49	146	134	127



※実際の設置の様子

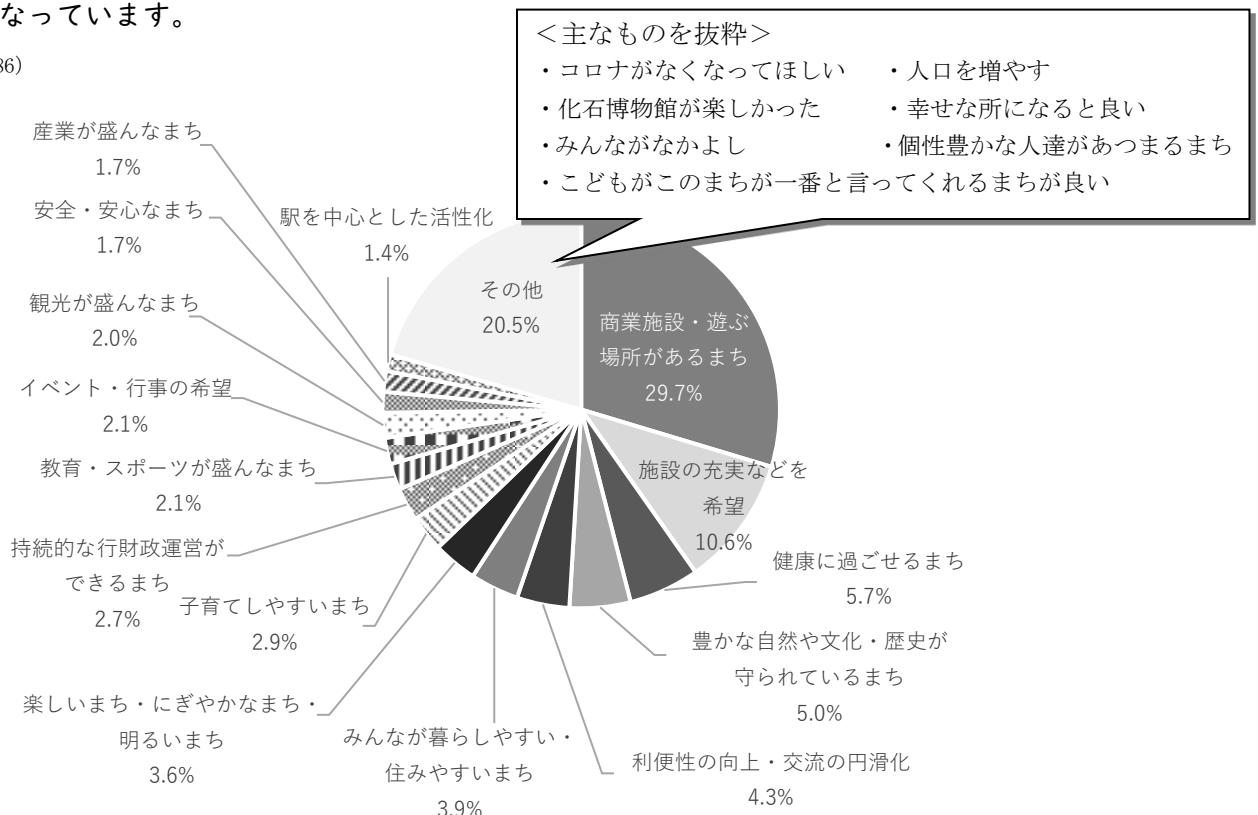
記入要領

- ①備え付けの付箋紙に「あなた」が望む、10年後の「瑞浪市」をお書きください。
- ②記入した付箋紙をボードに貼り付けてください。
- ③みなさんの“声”を総合計画や瑞浪市のまちづくりに反映させます。

5 主な意見

記入された意見の結果は次のとおりです。「商業施設・遊ぶ場所があるまち」が29.7%ともっとも高く、次いで「施設の充実等を希望」が10.6%、「健康に過ごせるまち」が5.7%となっています。

(n=886)



主な意見（抜粋）

第1位 商業施設・遊ぶ場所があるまち
映画館がほしい、ショッピングモールができてほしい、公園がほしい、アミューズメント施設を増やしてほしい、遊園地や遊べるようなところがふえてほしい、水族館がほしい など
第2位 施設の充実等を希望
プールがほしい、温泉がほしい、図書館を充実してほしい、学習室を増やしてほしい、児童館がほしい、（公共施設）階段がつらい、バリアフリー化、トイレの洋式化 など
第3位 健康に過ごせるまち
東濃厚生病院をつづけてほしい、市民病院を作ってほしい（総合病院・産婦人科）、子供が産める産科があるといい、小児科を設けてほしい、医療のしっかりした瑞浪市になっているといい など
第4位 豊かな自然や文化・歴史が守られているまち
豊かな自然環境、緑を大切に！、文化や歴史を10年後も伝えられるようにしたい、自然を活かしたまちづくり、自然と歴史を大切にする発展し過ぎないまちでいてほしい など
第5位 利便性の向上・交流の円滑化
老人が運転しなくても移動できる環境、歩道の整備、バスの本数を増やしてほしい、アクセスのよいまちに、インターネットが市内どこでも使えるよう環境を整備する など

4. 目標指標一覧

		基準値 (令和 5(2023)年度)	中間値 (令和 10(2028)年度)	目標値 (令和 15(2033)年度末)
人・未来を育むまちづくり	子どもを産み育てやすいまちだと思う市民の割合	●●	●●	●●
	学校・家庭・地域が連携して子どもの成長と安全を支えているまちだと思う市民の割合	●●	●●	●●
	合計特殊出生率	●●	●●	●●
魅力あふれるまちづくり	瑞浪市に住み続けたいと思う市民の割合	●●	●●	●●
	まちの情報をわかりやすく知ることができると感じる市民の割合	●●	●●	●●
	移住定住相談件数	●●	●●	●●
生涯活躍のまちづくり	地域の支え合いや社会保障が充実していることにより、安心して暮らせるまちだと感じる市民の割合	●●	●●	●●
	高齢者が地域で元気に暮らせるまちだと思う市民の割合	●●	●●	●●
	健康寿命とか？	●●	●●	●●
活気みなぎるまちづくり	働きやすいまちだと思う市民の割合	●●	●●	●●
	(新) 市内の産業の活気が高まっていると思う市民の割合	●●	●●	●●
	年間観光入込客数	●●	●●	●●
持続可能なまちづくり	瑞浪市は住みよいところだと思う市民の割合	●●	●●	●●
	瑞浪市の現状について不満を感じていない市民の割合	●●	●●	●●
	経常収支比率	●●	●●	●●

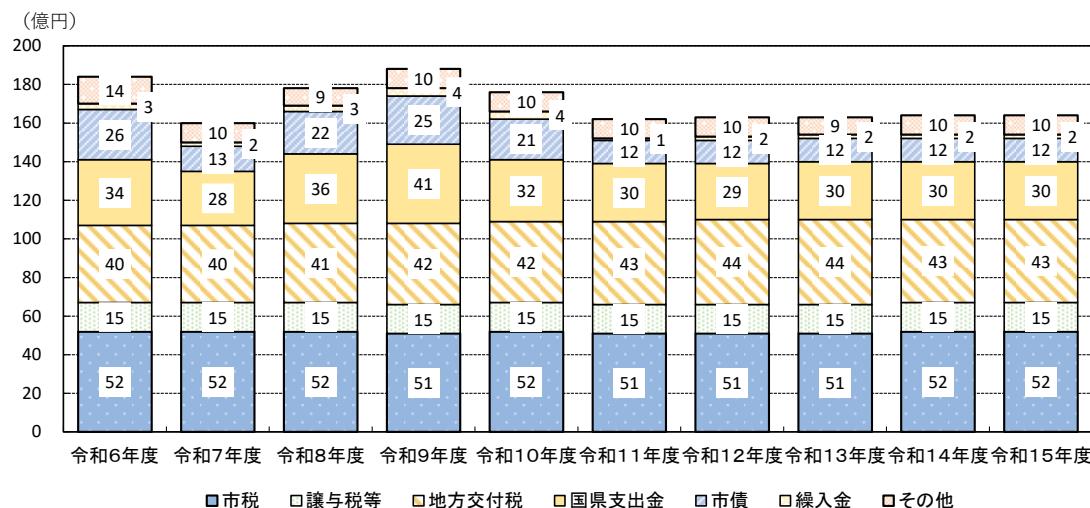
5. 財政推計

基本計画期間（令和6年度～令和15年度）の財政推計については、現行の各種制度を前提としながら、人口減少・少子高齢化の急速な進行や昨今の物価高騰等、市を取り巻く環境の変化に加え、政府が示す経済予測等に基づき推計しました。

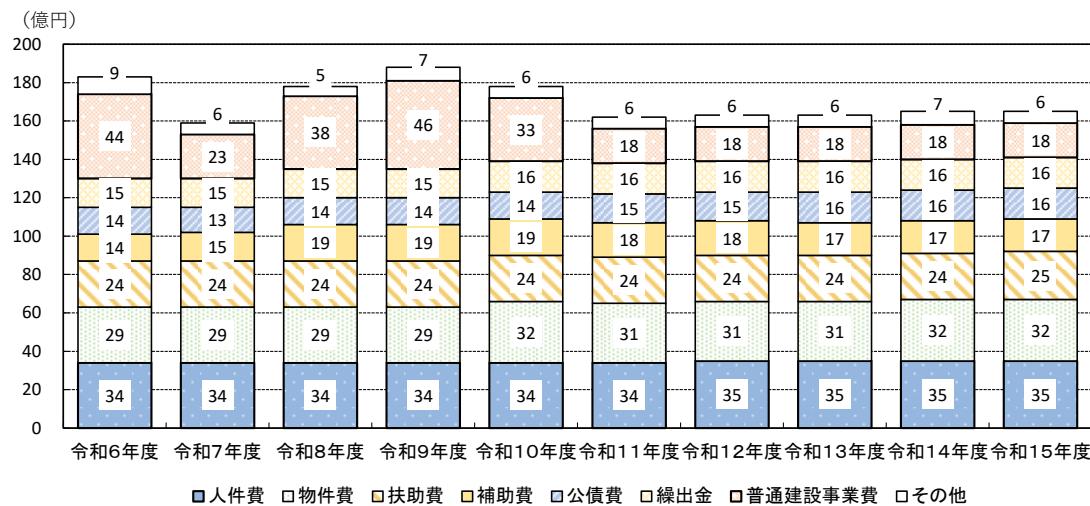
歳入においては、生産年齢人口の減少が見込まれるもの、個人所得や市内企業の収益の増加を想定するなど、市税全体ではほぼ横ばいで推移すると予測しています。また、地方交付税は、病院関連の需要額や計画されている普通建設事業の公債費の増によって、微増となると推計しています。市債については、計画年度の前半に普通建設事業費が膨らむことを受け、発行額の増加が見込まれます。

歳出においては、エネルギー価格等の物価高騰や高齢者人口の増加を背景に、人件費や物件費、扶助費等の経常的な経費は年々増加すると予測しています。計画期間前半には駅周辺再開発や道の駅整備等の大規模な建設事業が集中し、普通建設事業費が大きくなる予定ですが、後半は事業費を一定額確保しながら、老朽化が進む公共施設の改修にも対応していきます。

■歳入（普通会計）の推計【令和6年度～令和15年度】



■歳出（普通会計）の推計【令和6年度～令和15年度】



6. 関連計画等一覧

名 称	内 容	関連する分野
瑞浪市子ども・子育て支援事業計画	幼児期の学校教育や保育、子育て支援等に関するニーズを把握し、適切なサービスの確保を行うことを目的とした計画。	子育て支援
瑞浪市教育振興基本計画	本市において今後到達すべき教育の姿を設定し、課題分野別に目標、方針を示すとともに中長期的な教育の方向性を定める計画。	就学前教育・学校教育/社会教育/生涯スポーツ/文化・芸術・文化財
瑞浪市中山道保存活用計画	行政・市民の共通認識のもと重要な歴史・文化遺産である中山道を保存し、活用を図るための計画	文化・芸術・文化財
瑞浪市人権施策推進指針	人権問題に対する基本理念や方向性を明確にし、個々の人権問題に対する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針。	人権尊重社会
みずなみ男女共同参画プラン	男性も女性も全ての個人が、喜びと責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会づくりを実現するためのプラン。	人権尊重社会
瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組推進方針	まちづくり基本条例の規定に基づき、協働の推進のために市が行う具体的取組について定めた方針。	協働のまちづくり
瑞浪市都市計画マスターplan	人口構造の変化等、都市を取り巻く様々な社会経済情勢の変化に対応した都市の望ましい将来像や、都市づくりの基本的な方向性について、考え方を示す計画。	住環境/まちなみ
瑞浪市立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスターplanとして位置づけられる市町村マスターplanの高度化版の計画。	住環境/まちなみ
瑞浪駅周辺まちづくり基本方針	瑞浪駅周辺の再開発において、様々な取組や検討、各施設や周辺環境の整備をしていく上で、それらの事業の指針。	住環境
瑞浪市市営住宅長寿命化計画	市営住宅の安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の把握を目的とした計画。	住環境

名 称	内 容	関連する分野
瑞浪市耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）により、耐震化率を高めるため、市が定める建築物の耐震化計画。	住環境
瑞浪市空家等対策計画	空家等の利活用の促進や安心して暮らすことのできる生活環境の確保を図るため、空家等の問題に関して取り組む基本的な方向性や具体的な施策を示す計画。	住環境
瑞浪市景観計画	市民、事業者、行政が協力し、本市の優れた景観を形成することを目的として、景観法第8条の規定に基づき策定する計画。	まちなみ
瑞浪市都市公園施設長寿命化計画	利用者の安全確保、施設のライフサイクルコスト縮減の観点から、老朽化が進む施設の適切な修繕や計画的な改築等、予防保全的管理に係る取組を推進することを目的とした計画。	まちなみ
瑞浪市情報化推進計画	本市における総合的な情報化推進計画として、全ての市民がＩＣＴサービスの恩恵を享受できるための施策を計画。	情報共有
瑞浪市地域福祉活動計画	地域福祉を推進する社会福祉協議会の方針を地域住民と共有し、今後のあり方を示す計画。	地域福祉・社会保障
保健事業実施計画（データヘルス計画）	生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進により、医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化を図るための計画。	地域福祉・社会保障
みずなみ健康21	国が策定した「健康日本21」の理念を取り込み、市民が生涯にわたって、健康で暮らしていくよう、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいけるように策定する計画。	健康・医療
瑞浪市特定健康診査等実施計画	特定健康診査受診率・特定保健指導の実施率の向上に取り組み、国民健康保険被保険者における生活習慣病有病者及びその予備軍の減少と健康の保持増進を図るため策定する計画。	健康・医療
瑞浪市母子保健計画（健康づくり課行動計画）	子どもが心身共に健康で育ち、かつ、生涯にわたって生活習慣病を予防するための母子保健活動を実施する行動計画。	健康・医療
瑞浪市障害者計画	障害者基本法に基づき、本市における障がい者福祉に関する施策の理念や基本的な方針を定める計画。	障がい者福祉

名 称	内 容	関連する分野
瑞浪市障害福祉計画	障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び、地域生活支援事業を提供する体制の確保のための具体的な方策や目標値を定める計画。	障がい者福祉
瑞浪市障害児福祉計画	児童福祉法に基づき、国の定める基本指針に即して、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要量の見込み等を定める計画。	障がい者福祉
瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	高齢者福祉計画は、高齢者福祉施策を総合的に推進する上で、保健・医療・福祉の関係機関と住民がともに協力し合って取り組むための共通指針。介護保険事業計画は、本市における介護保険事業の円滑な実施等について明示することを目的に策定する計画。	高齢者福祉
瑞浪市農業振興地域整備計画	農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市が定める総合的な農業振興計画。	農林業
瑞浪市森林整備計画	地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの計画。	農林業
人・農地プラン (地域農業マスター・プラン)	集落・地域で、5年後10年後の地域の農業を誰がどう担っていくかのプランを話し合って決めるもので、中心となる経営体に農地を集積していく計画。	農林業
瑞浪市森林経営管理制度基本方針	市内に存する森林について、森林の経営管理が円滑に行われるよう市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための基本方針	農林業
瑞浪市酪農・肉用牛生産近代化計画	酪農経営及び肉用牛経営の近代化を図るための計画。	畜産業
瑞浪市環境基本計画	市民、事業者、行政がそれぞれの責務に応じ、力を合わせて行動し、市の豊かな環境を将来の世代に引き継ぎ、全ての人と環境にやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となる計画。	循環型社会/環境保全・エネルギー

名 称	内 容	関連する分野
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	一般廃棄物について、適正な処理と環境保全を目標として、周辺自治体の状況や上位計画、関連計画との整合性を図りつつ、基本的な方針を定めた計画。	循環型社会
瑞浪市一般廃棄物処理実施計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、瑞浪市のごみ処理及び生活排水処理について具体的な内容を定めた計画。	循環型社会
瑞浪市災害廃棄物処理計画	災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧・復興に寄与することを目的とした計画。	循環型社会
瑞浪市地球温暖化対策実行計画	市の事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出抑制等の措置により、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目標に策定。	環境保全・エネルギー
瑞浪市道路網計画	本市の現況交通特性を把握し、効率的・効果的な路線・区間の整備優先順位を設定し、道路網計画として取りまとめ、今後の道路関連の施策検討に活用する計画。	道路・河川
瑞浪市橋梁長寿命化修繕計画	市が管理する橋梁 337 橋のうち、主に橋長 15m 以上の主要な橋梁 87 橋について点検した結果を基に重要度及びコストを算定して効率的な維持修繕を行うための計画。	道路・河川
瑞浪市トンネル補修計画	インフラの経年劣化等から定期点検サイクル等を設定し、長期定期な維持管理や更新等を図るための計画。	道路・河川
瑞浪市水道事業・下水道事業経営戦略プラン	上下水道事業の経営環境がより一層厳しくなると見込まれる中、中長期的な視点で管理する施設や財政収支の見通しなどを明らかにし、計画的な経営効率化や財政健全化に取り組むための基本計画。	上下水道
瑞浪市水道事業ビジョン	本市水道事業が抱える課題に対して、中長期的視点に基づき将来あるべき理想像を示すとともに、その理想像を具現化するための具体的な取組を定めたもの。	上下水道
瑞浪市地域公共交通総合連携計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により、関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、利用者等で構成する協議会での協議を経て、地域公共交通の活性化・再生を総合的かつ一体的に推進するための計画。	公共交通

名 称	内 容	関連する分野
瑞浪市地域防災計画	瑞浪市の地域に係る災害の対策に関し、市や公共的団体等が処理すべき事務や市の災害対策本部の組織等防災に必要な事項を定め、防災の万全を期するための計画。	消防・防災
瑞浪市国民保護計画	武力攻撃事態等の対策に関し、市や関係機関の役割、住民の協力、住民の避難及び救助等について定め、国民保護措置の万全を期待するための計画。	消防・防災
定員適正化計画	適正な行財政運営のために必要な最小限の職員数確保と、適正な職員数による総人件費の抑制や効率的な行政運営を計画的に進めるための基本方針。	行財政運営
職員研修計画	多様な学習機会を与え、潜在する可能性・能力を最大限引き出すよう各種研修を実施し、人材の育成を図るための計画。	行財政運営
瑞浪市職員人材育成基本方針	行財政運営における資源である職員の果たすべき役割、目指すべき職員像を明らかにし、職員研修、人事管理、職場管理、市民交流の4つの柱のもと人材の育成に取り組むための基本方針。	行財政運営
瑞浪市公共施設等総合管理計画	公共施設等の最適配置と持続可能な財政運営の両立を目指した公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画	行財政運営

7. 用語解説

(内容がある程度整い次第作成)